平成23年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成23年12月12日(月) 午前10時00分

					-				
2.	招集の場所	第1委員会室							
3.	出席委員(7名)								
	安江 清美	田中	健	山﨑	りょうじ	池田	福子		
	川合 正彦	村上	直規	風間	勝治				
4.	欠席委員								
	なし								
5.	会議事件説明の	のため出席した者の	つ職氏名						
	市	長 林	郁夫	副	市	長	清水	雅美	
	福祉子ども	部長 毛受	秀之	福	祉 課	長	成瀬	達美	
	子ども言	果 長 島津	博史	保	険健康部	長	清水	辰夫	
	長寿介護	課 長 正木	徹	国	保医療課	長	加藤	初	
	健康增進	課 長 岩瀬	晴彦	市	民 部	長	竹本	有基	
	市民課	長 神谷	雅俊	経	済 課	長	鈴木	健一	
6.	職務のため出席	馬した者の職氏名							
	議会事務	局 長 成田	春夫	副	主	幹	池田	立志	
	議事	係 加藤	智也						
7.	会議に付した事	事件(又は協議事項	頁) 及び審査結	i果					
	事 件 名							審査結果	
		障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健							
	議案第53号	福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援							
	http://cylage	するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例							
		の整理に関する条例							
	議案第57号	知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例の一部を改正する							
	HASTESTO U	条例							
	議案第58号	558号 知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例							
	議案第61号							"	
	議案第62号	平成23年度知立市一般会計補正予算(第4号)						"	
	議案第63号	平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)						"	
	議案第66号							"	
	議案第67号	平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)						"	
	陳情第26号	「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続する					採 択		
	ことを求める陳情書								
	陳情第27号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書							
	陳情第30号	陳情第30号 国に年金制度に関する意見書の提出を求める陳情書							
	陳情第31号 国に後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求める陳情書							"	
	陳情第32号 国に介護保険に関する意見書の提出を求める陳情書							"	

陳情第33号	国に子ども医療費に関する意見書の提出を求める陳情書	"	
陳情第34号	国に地域医療の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	"	
陳情第35号	国に障がい者施策の充実に関する意見書の提出を求める陳情書	採	択
陳情第36号	国に予防接種の充実に関する意見書の提出を求める陳情書	不扬	彩 択
陳情第37号	愛知県に意見書の提出を求める陳情書	"	
陳情第38号	愛知県後期高齢者医療広域連合に意見書の提出を求める陳情書	"	
陳情第39号	「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求	採	択
州州 537	める陳情書	1木	170

午前10時00分開会

○田中委員長

それでは、定足数に達していますので、ただい まから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は20件、すなわち議案第53号、議案第57号、議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第66号、議案第67号、陳情第26号、陳情第27号、陳情第30号、陳情第31号、陳情第32号、陳情第33号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第36号、陳情第37号、陳情第38号、陳情第39号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第26号、陳情第27号及び陳情第30号から陳情第38号、陳情第39号につきましては、趣旨説明の希望があります。まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情者、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたらその場で立って行ってください。

それでは、陳情第27号、陳情第30号から陳情第38号までの提出者代理の澤田さん、説明席にお座りください。

澤田さん、陳情第27号、陳情第30号から陳情第 38号までの趣旨説明をお願いします。

○澤田和男氏

愛知県社会保障推進協議会事務局次長をしております澤田と申します。よろしくお願いします。 本日は陳情趣旨の説明をさせていただく機会を 設けていただきまして、本当にありがとうございます。

愛知自治体キャラバン実行委員会では、今回提出させていただきました陳情書のように、毎年県内すべての自治体に、介護、福祉、医療など社会保障施策の拡充を求めて陳情書を提出し、当局とも懇談をさせていただいています。この間、子供の医療費助成制度の拡大、妊婦健診の14回への助成、ヒブワクチンなど任意予防接種への費用助成、福祉給付金の現物給付化など、さまざまな福祉施策を拡充いただきましたことを心より感謝申し上げます。

本日は、多項目にわたる陳情項目の中で、特に 知立市で早期に実施していただきたい、そういう 項目に限って御説明をさせていただきたいと思い ます。

第1に、介護、福祉、医療など社会保障の施策 拡充についての陳情書の項目の中の、介護保険の 部分についてお願いさせていただきます。

第1が介護保険料についての要望です。来年4月の介護保険料改定に当たっては、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設置を御検討いただきたいと思います。具体的には次の2点をお願いしたいと思います。

一つは、負担能力に応じた応能負担の原則を強 めていただきたいという点です。

保険料基準額に対する倍率を、所得の低い段階はより低く、所得の高い段階はより高くしていただきたいということです。知立市の現行の介護保険料は9段階に区分され、所得の低い第1段階と第2段階は基準額の0.5倍となっています。しかし、例えば刈谷市の場合、第1段階を基準額の0.1倍、第2段階を0.35倍にしています。保険料基準額は知立市よりも刈谷市のほうが高い設定となっていますが、低所得者の倍率を低く抑えることにより、結果として刈谷市のほうが低所得者には低い保険料となっています。

一方、所得の高い層の保険料はどうでしょうか。 知立市で一番高い第9段階は基準額の1.65倍です。 しかし、愛知県内の各市町村では、1.65倍を超え る倍率に設定している自治体が5割を超える28市町村あります。ぜひ保険料基準額に対する倍率を、所得の低い段階は刈谷市のように低く抑えるように御配慮ください。また、所得の高い段階はより高く設定することで、基準額そのものを引き下げるようにぜひ御検討をお願いしたいと思います。

二つ目は、保険料負担段階をできる限り多段階 にするという点です。

愛知県内で保険料負担段階の最も多いのは、津島市の12段階です。あるいは、医療保険における社会保険の保険料は、実に47段階に設定されています。来年度の介護保険料設定に当たっては、少しでも多くの段階を設定していただくようにお願いしたいと思います。

続いて、第2に、陳情項目の4番の、国保の改善についての②国民健康保険税に関するお願いです。

国民健康保険が深刻な危機の状況にあることは 私たちも十分認識しています。国民健康保険の危 機を生み出した最大の理由は、国が国民健康保険 への負担金を大幅に削減したことにあります。国 保収入に占める国庫負担割合は、かつては5割を 超えていましたが、今では24%にまで低下してい ます。私たちは、国に、国庫負担割合をもとに戻 すことを強く求めてきました。そうした背景を前 提にしつつ、知立市における国保税について、次 の点での検討をお願いしたいと思います。

一つ目は、これまで以上に一般会計からの繰り 入れを行い、支払うことのできる国保税に引き下 げていただきたいということです。

そして、二つ目は、18歳未満の子供については 均等割の対象としない、もしくは軽減を図ってく ださい。社会保険の場合は、子供が産まれて健康 保険の家族に加わっても保険料額は変わりません。 ところが、国民健康保険の場合は、産まれたばか りの赤ちゃんにまで均等割の国保税がかかってし まいます。所得のない子供については均等割をか けない、せめて軽減することを御検討ください。 一宮市では、18歳未満の子供の均等割を3割軽減 しています。 続いて、第3に、陳情項目の6番、検診事業の うちの歯周疾患検診についてのお願いです。

歯周疾患検診は、国基準では40歳、50歳、60歳、70歳となった年に受けられるようになっています。しかし、各自治体では、10年に1回の検診では余りにも不十分だと判断し、独自に国の基準を超えて実施回数をふやしています。知立市の場合も、国基準に加えて45歳のときに受けられるようになっていますが、県内の8割、43市町村が知立市を上回る回数の歯周疾患検診を実施しています。歯の健康を保つことが、生活習慣病を初めさまざまな病気によい効果を発揮することは医学的にも実証されています。節目年齢だけでなく、毎年歯周疾患検診が受けられるように拡充をぜひお願いしたいと思います。

最後に、陳情項目の7の予防接種についてのお願いです。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮 頸がんワクチンの任意予防接種を無料で受けられ るようにしていただき、本当にありがとうござい ました。心より感謝申し上げます。加えてのお願 いですが、高齢者用の肺炎球菌ワクチン、水ぼう そう、おたふく風邪の任意予防接種についても、 ぜひ助成制度を設けてください。

特に高齢者用肺炎球菌ワクチンは、県内自治体の35%に当たる19市町村で既に助成が開始されています。厚労省に設置された専門部会がことし3月11日にまとめたワクチン評価に関する小委員会報告書によりますと、高齢者用肺炎球菌ワクチンを実施した場合に節減できる医療費が年5,115億円になるとの評価結果も示しています。知立市におかれましても、早急に助成していただきますようにお願いいたします。

以上で陳情の趣旨説明とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございました。 趣旨説明は終わりました。

次に、質疑等がありましたら発言をお願いしま す。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで陳情第27号、陳情第30号から陳情第38号までの趣旨説明を終わりま

澤田さん、傍聴席にお戻りください。

次に、陳情第39号、提出者代理の水谷さん、説明席にお座りください。

それでは、水谷さん、陳情第39号の趣旨説明を お願いします。

○水谷暎子氏

おはようございます。こんな機会を設けていただきありがとうございます。

私は、愛知保育問題保育団体連絡協議会の顧問をしております水谷と申します。28年間保育園で園長をしておりまして、子供たちと向き合ってきました。一人一人の子供が丈夫に、賢く、心豊かに育ってほしいと願いながら、毎日生活や遊びをつくってきました。その立場から、今回の子ども・子育て新システムについて、懸念されている事柄について述べさせていただきます。どうぞ陳情のほうをよろしくお願いします。

第1は、もう既に皆さん御承知かと思いますけれども、この新しい子ども・子育て新システムは直接契約という中身になっているんです。保育園と保護者との直接契約ということになると、手がかかる子供や、そしてまた、保育料が払えるかなといぶかられる子供を敬遠するということになるのではないか。本当に入園が必要とされている子供の保育や福祉が守られるかどうかということが、とても懸念されている第1の事項だと私は思っております。

そして、二つ目は、今回のシステムの中では、 利用時間に応じた応益負担としていることなんで すね。これは保育園内の子供の遊びと生活が分断 されます。子供によっては、お母さんやお父さん の仕事上午前中だけ来たり、午後だけ来たりとか ということになっていくわけです。午前中子供た ちと一緒に取り組んできた取り組みの中身を、お 昼寝の後もやろうねと言って、お昼寝が終わった 後に早く帰ってしまったら取り組めません。さまざまな行事を子供たちがみんなで力を合わせてつくっていこうというときに、子供たちが順次早帰りしたり遅く来たりでは、仲間関係のもとでつくれていけないなというふうに思います。

今、現行ではおおむね8時間程度、子供たちは保育園でゆっくり生活や遊びができます。家庭に早く帰っても、子供たちはゲームやテレビが相手では十分遊べない。今、地域では遊び場も不足しているし、一緒に遊ぶ子供たちも少ないわけです。保育園では、子供たちが、ねえねえ、先生聞いてと言われる保育士が存在し、仲間がいるということが子供の成長発達にとってかけがえのない時間だというふうに思っているわけです。現行制度の中で、十分、今、子供たちが遊びや生活ができるというふうに思っています。

そして、新たなシステムでは、3歳未満児と幼児を分断するということになるんですね。兄弟がいる場合は別々の保育園に送らなければならないし、1歳、2歳の子供も、4歳、5歳の子供たちの鉄棒や竹馬や跳び箱を見ながら、あんなふうに大きくなりたいな、異年齢の中で子供たちは心を成長させていきます。そういう意味で、今回の小規模保育所サービスというような形で3歳未満児を分断するという問題は、非常に課題が大きいなというふうに思っています。

そして、もう一つ、三つ目は、企業の参入なんですね。憲法や児童憲章、そして児童福祉法、児童の権利条約の中では、子供の最善の利益ということがうたわれています。子供の最善の利益ということを運営のあらゆる場面で第一にすることが、企業参入では本当にできるのか。剰余金を生み出す運営のもとで、子供たちの福祉や人権が守られるのかというと、本当にそうだろうか、幾つかの実際に企業運営の保育所でのこの間の状況も露呈されています。

そんなことを考えると、私たちは保育の質を考えるときには、保育者の子供を愛する献身性や、 そして向上心、それを裏打ちするのは、保育者の 雇用条件の透明性なんですね。株式会社のもとで そういったことが本当に裏打ちされていくのかということが課題だというふうに思っています。事業の継続ということもとても大事で、もうからないから撤退するということでは子供の福祉が守られていけません。企業保育の危うさから見て、子供の養護と教育の実施が危惧されるなというのを感じております。

先月の11月24日には、子ども・子育で新システムの基本制度ワーキングチームの会議が開催されて、13項目が一挙に提案されています。児童福祉法形骸化にさらに踏み込んだ提案になっているんですね。

今回の新システムは、市町村が実施義務なんですね。中核的に実施していくよというのが市町村に負わされている。その中で、市町村が持つ直接保育所はとても大事だと私も思っているんですね。私は民間保育園で働いておりましたけれども、公立保育園というのは市民生活を市政に反映する貴重な存在だな、そこに預けている父母の方々の生活を間近に見ることができて、それを市政に反映するということができるわけです。そういった意味でも、公立保育園はとても大事。

でも、今回の出された中には、公立こども園というふうになった場合に、給付は包括交付金ということになるわけですけれども、包括交付金の対象外として、財源構成は全額市町村負担というふうに提案がされています。さらに、公立保育園の統廃合、民営化が激化するという可能性が高くなってきているなというふうに思っているわけです。

そういった状況も含めながら、この子育て新システムというのは、本当に子供たちが丈夫に、賢く、心豊かに育っていくための中身になっていないということを感じております。幼保一体化の議論では、末端では全くされていないんですね。幼稚園や保育園の現場ではされていません。現場の保育士や教論が就学前の保育について議論しながら、まずは、保育の枠組みではなくて保育の質の内容をみんなで議論して、学びながら就学前のすべての子供が年齢にふさわしい成長を遂げるためにどうやったらいいのかということも議論してい

くことが今求められているなというふうに思って いるところです。どうか審議をお願いいたします。 ありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございました。 趣旨説明が終わりました。

次に、質疑等がありましたら発言をお願いします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで陳情第39号の趣旨 説明を終わります。

水谷さん、傍聴席にお戻りください。 ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第26号提出者代理の西尾さん、 説明席にお座りください。

西尾さん、陳情第26号の趣旨説明を御起立して お願いいたします。

○西尾美沙子氏

私、愛知県医労連の書記長をしております西尾 と申します。本日は、介護職員の処遇改善に関す る意見をぜひよろしくお願いしたいということで 発言をさせていただきます。

高齢化の進展に伴い介護ニーズが増大する中、 介護職員の深刻な人材不足を改善するため、麻生 内閣は、平成21年度第1次補正予算により経済的 対策に取り組み、成長戦略、未来への投資として 介護職員処遇改善交付金制度を創設しました。現在までに、全国平均で8割を超える事業所が交付金を受けており、交付金申請事業所では介護職員の平均給与額が約1万5,000円増加するなど処遇改善の効果があり、介護分野の有効求人倍率の低下など介護職員の需給逼迫状況の改善につながっています。

しかし、依然として介護職員の離職や人材不足は続いており、引き続き取り組みを継続する必要があるにもかかわらず、厚生労働省は、平成23年度末で終了する介護職員処遇改善交付金制度を継続せず、介護報酬に処遇改善加算を新設する案を示しています。処遇改善加算を行うことになりますと2%改定に相当するとされ、この場合、国と地方それぞれに、公費財源約500億円の確保が必要となります。さらに、介護保険料の引き上げや利用料の負担増を招くことになり、高齢者に今まで以上の負担を強いることになります。そして、そうなりますと、賃上げは事業者の裁量にゆだねられますから、介護労働者の賃金にはね返るとは限りません。

よって、国会及び政府に対して、知立市議会の 皆様におかれましては、介護職員処遇改善交付金 制度を継続するなど、高齢者や地方の負担をふや すことなく国の責任において介護職員の処遇改善 を進めるよう強くお願いを申すものです。ぜひと も御検討いただきまして、御意見のほうを国のほ うへ提出していただきますようによろしくお願い いたします。

以上です。ありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございました。御着席ください。 趣旨説明が終わりました。

次に、質疑等がありましたら発言をお願いしま す。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで陳情第26号の趣旨 説明を終わります。

西尾さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第53号 障がい者制度改革推進 本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策 を見直すまでの間において障害者等の地域生活を 支援するための関係法律の整備に関する法律の施 行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題 とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第53号について、挙手により採決します。 議案第53号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第53号 障が い者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害 者等の地域生活を支援するための関係法律の整備 に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定 しました。

議案第57号 知立市人にやさしい街づくり推進 協議会条例の一部を改正する条例の件を議題とし ます。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第57号について、挙手により採決します。 議案第57号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は举手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 知立 市人にやさしい街づくり推進協議会条例の一部を 改正する条例の件は原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

議案第58号 知立市逢妻浄苑条例の一部を改正 する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

逢妻浄苑改正のことなんですけれども、質疑で大分深まったと思うのでその辺を除きまして、料金変更、これが改正の目的と、それから、今なぜこれが持ち出されたかということをお聞きしたい。 ○市民課長

今回の条例改正につきましては、平成19年のと きに、逢妻浄苑のほうで耐震補強、耐震化すると いうことで予算を計上しております。そうした中 で、前回、平成13年から平成17年度の5年間を見 たときに、料金改正があったわけなんですが、今 回、平成18年度から平成22年度、そういった中で、 先ほども申し上げましたように耐震補強もあると いうことで、それを含めて一度計算をしたときに、 どうしても今現在使っている使用料と逢妻浄苑の 負担金の乖離があるということで、これは、乖離 というのは、10歳以上の対象者、市外料金を基準 額としておりますので、この乖離が9,000円あっ たということで、9,000円あるということは市民 の方に相当な負担が行くということで、今回条例 を改正させていただきました。よろしくお願いし ます。

○池田福子委員

それで、9,000円の乖離があるということで改正したということなんですけれども、定住自立圏のことは全くそういうものの考えにはないということですか。

○市民課長

条例改正するときに、定住自立圏の、今回質疑のほうでも話題になりました無料化するということで、将来的には、要するに刈谷と知立とのそういった無料化をするということで、どちらでも利用できるよというのが前提にあるのではないかというお話なんですが、それは、私のほう、この料金改正をするときに、庁内の検討委員会の中で諮っていったときに、そういった定住自立圏の問題は、申しわけございません、一切出ておりませんでした。その後、これが無料化になる条例を上げていくという段階で、そういった報告が私のほうにございました。

以上です。

○池田福子委員

当然、これが、定住自立圏は割に速やかに始まると思うので、刈谷と知立の連携というのが必要になると思うんですけれども、そうしますと、刈谷との話し合いというのは、まだ白紙状態ということでしょうか。

○市民課長

刈谷とのお話につきましては、ただ、企画のほうから聞いた話は、そういったものを載せましたよと。そういったものが協議することになりますよと。まだ全然、協議はいつやるかというお話も市民課のほうには入ってきておりません。

以上です。

○池田福子委員

対等だとは思うのでこちらからアプローチしてもいいんじゃないかと思うのと、もう一つ、切り離せないのが霊柩車の問題なんですけれども、浄苑とは違うんだというわけにはいかないと思うので、これもやっぱり、市民は幾らとか、それから、市外の方は幾らとか、そういうことも載っているんですけれども、これも一緒にこの問題をタイアップして持っていかなきゃいけないと思うんです

けれども、いかがでしょうか。

○市民課長

刈谷とのアプローチについては、まだ私のほうは考えておりません。ただ、今後そういった話が入ってきたときにお話をしていきたいというふうに思っております。

それと、霊柩車につきましては一体ということなんですが、ただ、霊柩車は、今現在、使ってみえる方、使ってみえない方がおみえになります。 その中で、平成20年度につきましては208件ございます。それは、市内市外を合わせて208件、市内は176件、それから市外につきましては32件。それと、平成21年度は162件が合計です。市内が139件、それと市外が23件。それと、平成22年度が153件が合計で、市内が135件、それと市外が18件ということになっております。

そうした中で、今回、霊柩車のこともどうしようかという話の中で、値上げという考えもなかったわけじゃないんですが、ただ、平成13年度から平成17年度までの実績と、平成18年度から平成22年度までの実績、これを見たときにそんなに乖離がなかったということで。

今から平成13年から平成17年度の実績を申し上げさせていただきますが、件数的には1,218件、金額が4,003万884円。これを1,218件で割りますと3万2,866円が、大体このぐらいのお金が出るのではないかという予想です。それと、平成18年度から平成22年度までの実績なんですが、件数が955件、使った金額が3,244万9,627円。これを955件で割りますと3万3,979円。今回は、今申し上げましたように、市内市外とも減少しております。

そうした中で、霊柩車1件当たりの費用額が、前回の改定金額から1,113円の違いがございます。その1,113円の、前回の3万2,866円に占める割合が3.4%で、1万4,000円に占める金額が476円でございます。そうした中で、金額の乖離が少ないという点と市外の利用者も少ないという形の中で、今回は霊柩車の改正はしないでもいいかなと、しないほうがいいのかなというふうで今回はやめさせていただきました。

○池田福子委員

知立だけのことを考えていればそうだと思うんですけれども、今後、定住自立圏の問題が関連してきた場合には、どうしても霊柩車のほうにもかかわっていかなければならないのではないかという気がいたしますから、ここで、浄苑のほうは市民は負担がなしということになるわけですけれども、やっぱりそちらのほうも同時進行で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市民課長

定住自立圏のことは刈谷との協議がございますので、その中でどういう話になるかちょっと予想がつきませんが、私個人としては、それは確かに市民の方が刈谷のほうに使われる、また、霊柩車の面でもそういう形で一体として考えていけばというふうに思いますので、今後の課題かなというふうに私は思っております。

以上です。

○池田福子委員

話し合いを始めるのはいつごろにしようと思ってみえますか。到達点というか、それが始まりですけれども。

○市民部長

この定住自立圏の計画、今回、市民の皆さんにも評価をいただくように出ておるわけでございますが、これが計画が立つと、これからこの計画に載っておることを刈谷市と協議を始めていく、こういう内容でございますので、刈谷市の考え方、私どもの考え方、こういうところで協議が調えば進んでいくということでございます。うちのほうとしては、市民の皆様の利益になるということであれば、ぜひ進めていきたいというふうに思っておるわけですが、刈谷市の事情もあると思います。刈谷市、今、青山斎園でやってみえるわけですが、ここへ、知立市の方も今現在も利用させてい

が、ここへ、知立市の方も今現在も利用させていただいておる部分があるわけですが、これ以上ふえていくと本当にやっていけるのかどうかというようなこともございますでしょうし、いろんなことがあると思いますので、いずれにいたしまして

も、知立市としては、今そうやって使ってみえる 方があるとすれば、少しでもプラスになるという ことがあればということで今回提案をさせていた だいております。

それと、霊柩車についても、今御質問者がおっしゃいますように、あわせて検討していくべきではないのかというお話でございますが、これも、 刈谷市との協議の中で、刈谷市と協議が調えばそんなことも考えられるということではあろうかと思います。ただ、期限については、いつまでだということについては、これは刈谷市との協議が今から始まるということでありますので、刈谷市の考え方ということもありますので、今すぐここでいつまでにということはちょっと申し上げられないという状況でございます。

○池田福子委員

いつから始めようという心づもりもわかりませんか。

○市民部長

いつから始めるというのは、定住自立圏の計画 づくりが、今、これでいいのかということで市民 の皆様にもお知らせをしておるという状況でござ いますので、これで計画が整うと4月からスター トをするということになってくると思います。こ れは火葬場だけの話ではなくて、定住自立圏の計 画そのものが4月からのスタートだということに なってこようと思います。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○安江委員

一つだけお伺いしたいと思います。質疑の折に 質問者に対して詳しく説明をされましたが、再度 少し伺いたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

浄苑利用者が平成20年度は326体で知立市が78%、平成21年度が292体の77%、平成22年度が335体の73%がそれぞれの年ということでこの間御報告がありましたが、この割合について、数字的に間違いはなかったですかね。お答えください。〇市民課長

数字的に、平成20年度が326人、それで77.8%、それから、平成21年度が292名、76.6%、それと、平成22年度が335人で72.8%。これは、全体の知立市の死亡者、これが平成20年度が419名、それから、平成21年度が381名、それから、平成22年度が460名となっております。その割合で出したものが今言った率ということです。よろしくお願いします。

○安江委員

ありがとうございます。

そこで、申し込みされた方が利用できないとい う事態が起こるということはあり得ますか。お答 えください。

○市民課長

知立の場合は1日6件行っております。その中で、なぜ6人しかできないかということなんですが、これは収骨室が一つしかございません。それと、あそこで作業をする技能員、そちらの方が1名しかおりません。そうすると、同じ時間にやると同じ時間に収骨されるということでどうしても、収骨室が二つあれば多分その倍の人数はできると思いますけど、今現在はそういった形で収骨室が一つしかございません。

それと、今回、電話が要するに市民課だとか宿 直にかかってきます。そうした中で、同じ時間で あれば、どうしても今言ったようにその時間は1 人しかできませんので、お一人の方につきまして は前後の時間、そういったものをお話しさせてい ただいて、お断りをすると。それで、申し込み時 でも、あいているかあいていないかという、そう いった問い合わせの時間のことで電話がかかって きますので、それで前後の時間をお知らせして、 市民課としてはお断りをしております。

以上です。

○安江委員

年にそういう事態は何件ぐらい起こっているのか、統計がありましたら御報告ください。

○市民課長

申しわけございません。そういったお断りした 人数につきましては、今申し上げましたように、 向こうから問い合わせ、要するに火葬の時間は何 時があいていますかという問い合わせの中で、住 所だとか名前だとか電話番号は一切お答えになり ません。ただ、それがだめだったら前後の時間を お知らせしておりますので、その中でまた電話が かかってくればなんですが、要するにそういった 電話があるのかなというふうに思っております。

ただ、火葬場の、安城市、刈谷市、その人数は 私のほうは報告をいただいておりますので、電話 でお聞きして報告をいただいております。その人 数をお知らせしたいと思います。

平成20年度につきましては、安城市56人、平成21年が安城市50人、平成22年度は安城市67名、刈谷市平成20年度が11名、刈谷市平成21年度が15名、それと平成22年度が25名でございます。だから、そちらのほうにそういった形で行かれるのか、その辺の、断られたから行かれたのか、その辺が、申しわけございません、そういった内容については個人のプライバシーみたいなものですのでお聞きしておりません。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

次年度からは、市内の利用者に関しては、御遺体の焼却といいますか、それについては無料ということになります。そうすると、トラブルといいますか、苦情といいますか、そういうことが起きる可能性が、起こるとも限らないと思うんですけど、その辺ということは、確たる要綱といいますか、そういうようなものを確立していただきたいと思うんですけどいかがでしょうかね。現在は当然あると思いますが。

○市民課長

電話で申し込みをされまして、その方が、多分 親族だとか業者の方だと思いますので、それで結 構書類的に、最近よく業者の方が電話なりされて、 また予約をされるということが非常に多くなって おります。そういった電話の中で、順番に受け付 けは、この人が1番、この人が2番ではなくて、 その時間にあいていれば当然住所だとか名前、そ ういったものをお聞きして予約をさせていただき ますので、順番でトラブルということは多分ない のかなというふうに思っております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

ただいま池田委員から、そして安江委員のほうから御質問がございましたし、また、この件につきましては本会議の中でもかなり質問をされました。私、少し観点を変えさせていただいてお話しさせていただきたいわけなんですが。

今までの議論の中で、今回、人体についての火葬、だびに付すときの火葬料が無料になるということについての、こういった条例改正になるまでの経緯というものが、先ほどからの話もそうでしょうし、よく理解できません。なぜ無料に至ったのかという経緯、そして、市外の場合、例えば2万8,000円から3万7,000円になったと。こういうのを、庁内の中で、どういった議論の中でこういうふうに進めてきたのかというところをまずお聞きしたいというふうに思います。

○市民課長

今回の改正につきましては、まず、この辺の地区の豊田市、それと、刈谷市。豊田市が、まずことしの4月に条例の改正をしてみえます。それが、たしか5万円にされたというふうに聞いております。それと、7月に刈谷市が、3万円がたしか5万円というふうで改正をされております。

そうした中で、知立も浄苑の使用料について、 それは適正な価格、適正に見ていかなければいけないという判断の中で、私のほうは、要するに、 本当にそれが適正な金額であるのかどうか、それを見せていただきました。そうした中で、乖離分が先ほど申し上げましたように9,000円ございますので、その負担については、適正な価格にやはり市外の方はしていくべきだというふうで私のほうはさせていただきました。

それと、市内の無料化につきましては、逢妻浄 苑がことしで、建物が建ったのか昭和45年でござ います、その中でことし41年目を迎えております。

そうした中で、その間、知立市民の方は相当に多 額の金額を逢妻浄苑のほうに投資されておみえに なります。そうした中で、市としては、一生に1 度使われる方の金額、そういったものの減免みた いなものを、負担をなくすために少しでもお役に 立てないかなということで無料化にさせていただ いて、提案を今回させていただいております。

以上でございます。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員

先ほど、経緯についてということなんですが、 今のお話でいきますと、他市が上げたから知立市 も若干上げるような言い方をされたんですが、私、 そこに経緯を求めておるんじゃなくて、他市が上 げたから知立市2万8,000円、それから3万7,000 円にするよということじゃなくて、無料にすると いうこともあるよね。総合的に考えたときに、葬 儀と、葬祭をするときに、そういう先ほども課長 のほうが申してくれたように、一生に1度のこと だよねと。そのときに、知立の斎場、それから、 あと今言われたような霊柩車の件も、全体的に見 たときに、どういった経緯の中でここの市外の料 金を上げて、そして市内を無料にしたかというと ころが本当は聞きたいんですが。

条例改正という部分については、その辺のとこ ろの基本的な考え方というのはどこにあるのかと いうことで、部長のほうから、まず一遍お答え願 えればありがたいなと。

○市民部長

まず、今回、市外の方については値上げをさせ ていただくということでございます。これにつき ましては、本会議のときにもちょっとお話をさせ ていただきましたが、また今市民課長からもお話 をさせていただきましたように、かかっておる費

用を見てみると、大分使用料との差が出てきてお るということでございます。使用料との差が出て きておるということは、知立市民の税金で浄苑を 運営しておるということでございますので、特に 知立の浄苑については、市外の方の利用が非常に 多いというようなこともありまして、知立市民の 税金が過度にといいますか、使われておると、こ んなことが現実に起こっておる。これは少し見直 しをさせていただく必要があるというふうに考え たということでございます。

また、市内の方を無料にするということにつき ましては、先ほどこれも課長がお話をさせていた だきましたように、一生に1度、それしかない使 用ということでございます。こんなことを考える と、無料にさせていただいてもいいのではないの かということでございます。こうした議論につき ましては、庁内で検討委員会を設けておりますの で、そうしたところへもお話をさせていただき、 また、最終的な結論ということにつきましては、 庁議に諮らせていただいて、全庁的にこれでいこ うということで決定をさせていただいてこうした 提案をさせていただいておるということでござい ます。

○村上委員

今のお答えという部分については、本会議の中 で少しお話がございました。平成18年から平成22 年の使用料を算出した結果、市内無料、そして、 市外については少し上げることによってペイでき るのではないかということなんですが。 もっとも っとこの辺のところは、例えば境川を越えたとこ ろの市がたくさん使うだとか、そういうこともあ るでしょう。

そういうことではなくて、例えば、将来に向け ての浄苑のあり方についてどういうふうに考えら れて今回市外はというところが、ただ計算上の費 用対効果で、今までの費用ということだけでこう いう形にしていったということであれば、将来の 計画も立てた中で、じゃ、市外はどういう金額に するか。たまたまその乖離があるからもう少しあ れで、9,000円を積み増ししようねと。

先ほど、豊田も刈谷も出たわけなんですが、刈谷が3万円から5万円にしたねという話もありました。そうは言うものの、今後に向けての、耐用年数19年というところと料金の設定、それから浄苑のあり方ということで、恐らくいろいろな議論をされたというふうに思いますが。

ここでいきなり市長のほうへ振ってはいけないかもわかりませんが、市長、この議論の中でこういった料金設定、議員そして市民からすると急な無料ということなんですが、その辺の思いという部分については、どういう思いを持っておられてこういうふうに決めていったのかというところをお聞かせ願いたいんですが、いかがでしょうか。〇林市長

火葬場については、私も議員のときに問題提起をさせていただきました。今思い出すと、そのときに私が申し上げたのは、市民は税金を払っているわけでありまして、火葬のあり方というのは受益者負担にはなじまんのじゃないかなと。そうした中で、先ほど来から部長も申し上げておりますが、一生に1度しかないことでありまして、無料でいいじゃないかと。あと、例えば刈谷、安城に使わせていただいて、そのとき当時3万円、市外が出たわけでありますが、この分も、使われた人には市から負担金を出していいじゃないかというそういう提案をさせていただきました。

今回でありますけれども、今回は議員の皆様方からも、斎場のあり方というのがまたクローズアップされてきておりました。この斎場をどうするのがいいのか、豊明との一部事務組合、そして、定住自立圏を刈谷市と結んでいるということで刈谷市にお願いをしていくということなど、いろんな選択肢を考えながら、将来的にどうあるべきかということも内部の検討委員会で考えさせていただいておるわけであります。

一方で、将来的にはいろんな選択肢があるということをこれからも考えていく中で、今の料金体系もちょっと見直しをしていこう、そんな議論の中で内部で話し合っていただきました。市外料金については、市外の方も使っていただいているそ

の中で、維持費分をできる限り負担していただく。 市内の皆様方は、先ほど申し上げました一生に1 度のこと、そして、税金でやはりこの逢妻浄苑は 運営をさせていただいているわけでありまして、 そうした中で、市内は無料、そして市外について は一定の料金をいただく、そんな結論を内部の検 討委員会で出していただいて、そして庁議に諮っ て今回提案をさせていただいているということで ございます。

○村上委員

今、市長のほうから御答弁がございましたが、これは、以前、林市長が市長になる前に、浄苑のあり方というのを、私、林市長と議論をしたことがあります。そんなときに、逢妻浄苑をどうしようねという話があって、今回そういった市長の考え方の中からこういったものが出てきたのかなという感じは受けました。

そうは言うものの、今回無料ということで、余りにも拙速で安易な決め方になっておるんじゃないかなと。もう少しこれは議論を深めた中で、じゃ、知立の浄苑のあり方、それから他市との連携のあり方、そういうものがもう少し前面に出てきてから、こういった無料ということが出てくればいいのかなというふうに思っております。それで、その思いは私も、多分市長も同じだというふうに思います。

またこちらにほうに戻らせていただきますが、 先ほど安江委員から、着眼点、いいものが出てき たなということで、全くこれは私も同感でござい ます。今の知立市の浄苑という部分については、 今現在、この委員会でも浄苑のほうを見せていた だいて、3炉ありますね。3炉あって、それから、 収骨場が1個しかないから2炉使用、1日当たり 6人という話がございました。

それで、先ほど安江委員の中から出てきたのは、 刈谷市と安城市、平成20年、平成21年、平成22年 というところで、知立市の逢妻浄苑を使わず他市 に行ったということが、平成20年で刈谷が11名で 安城が56名でしたかね。さっき数字をもらいまし た。これちょっと間違ったらごめんなさい。それ から平成21年50名と、青山斎園が15名、安城が67名、25名ということで、ここのところが少し私も恐らく安江委員もひっかかるところなので。1日6名しかできないと。それで、7名、8名になったときに、先ほどその集計ができていないねという話もございました。

それから、もう一点は、はなから向こうへ行く という安城、平成22年で67名も安城のほうへ行か れておるということをさっきお聞きしたんですが、 このときの、なぜ安城へ行ったか、なぜ刈谷へ行 ったのか。

それから、もう一点、私の友人のときにあった 話なんですが、この方は安城の火葬場を利用した と。知立のほうへ予約に来て、1,500円払ってい たんですね。はなから安城だったんです。後でお 金を返納されたというのをお聞きしまして、そう いう取り扱いというところがやはり、これ、きち っと。

最初から、刈谷だとか安城だとか豊田、豊田も 山の奥のほうで立派なやつがございます。安城も 立派なやつがございます。青山斎園、そこそこで すね。知立と比べるとすべてのところはいいとい うのがございますが。

ここのところの、今回知立市を無料にするといったときに、他市へ行ったときに、確かに施設も設備もいいものですから若干はお金をお支払いしてもいいのかなというふうに思いますが、今後、豊田市が5万円、刈谷が5万円、安城市のほうについては幾らでしたか、安城市のほうは金額のほうは出ていないんですが、施設がいい、知立の施設を使わずに向こうへ行くときに、先ほど市長が言ったように、補助金と。それから、使えないから行く、はなから向こうへ行くというところも、一度精査すべきではないのかなというふうに思います

その辺のところを今後どういうふうに向けていかれるのかなというものと、それから、先ほど、一生に1度の、浄苑を使うということで、一生に1度なら無料でいいだろうというお話がございました。今、国保のほうで、亡くなられた方の見舞

金というのか葬儀代、これは今幾らになっておる。 ○国保医療課長

国保の被保険者の方が亡くなられた場合に、葬 祭費として支給する金額は現在5万円でございま す。

○村上委員

これも、亡くなられたときに一生に1度なんですよね。これ、過去は葬祭費として10万円だったなというふうに私、記憶しております。そのときには、10万円を5万円にされました。これも一生に1度なんだよね。今回も一生に1度と。この辺のところの整合性というのが、私、とれていないような気がするんですよね。10万円から5万円にしたあのときの経緯、今回の中にそういった経緯も含んで、逢妻浄苑の料金設定の条例改正をしていったのかと。一生に1度、どちらも一生に1度なんですね。そのときにはざっくり半分にしたよねという経緯がございます。

今回は、無料にすることについては、私、何の 異論もございません。この条例案について賛成させていただきますが、ただ、あるのは、こういったことをどのレベルでどういう突っ込みまでして決めていったのか。ただ単に浄苑ということだけでやっていったのかと。一生に1度、市民の方たちが一生に1度ということの中で決めたというところであれば、そこまで含めて総合的に考えるべきではないのかなということで、これは、後でこの件については副市長、市長の見解もお聞きしたいわけなんですが。

その先に行って、先ほど言った他市に行った場合に、その差額という部分を今後どういうふうに見ていくか。差額をね。だから、定住圏の話については、今現在のこの条例案の中では関係ないという話なんですが、今後当然出てくると思うんですね。定住自立圏構想をしていけば、中心市、刈谷、安城、そして豊田もなれるわけですね。定住圏の中で知立市もそこも参入して、いいものについては取り入れてお話し合いをしていけると、将来的にはね。今、刈谷としかやっていないんですが、その定住自立圏のあり方と、それから、こう

いったものの総合的な考え方という部分。

そして、1点だけ、課長のほうから財政当局のほうにもしっかり言っていただきたいのは、先ほどから一生に1度、じゃ、知立が使えなくて刈谷、安城、豊田、もっと言うなら名古屋のあっちのほうへ行ったときにどうするかということについて、一度検討していただきたいなというふうに思いますよ。

○市民課長

今回の改正ということで、市内の方は無料と、 人体は無料ということなんですが、市外の施設を 使った場合の助成につきましては、今現在その負 担金をお出しするという考えは、今のところ検討 もしておりませんので、今後の課題なのかなとい うふうにはちょっと思っております。

以上です。

○村上委員

ということで、担当部局の方におかれましては、 逢妻浄苑が使えない場合の補助のあり方と、当然 そうでしょう、今回の条例改正の中では考えてい ないということなんですが、やはり他市の相互乗 り入れという観点からすると、先ほど市長のほう も述べられました。見舞金の話はもう決定しちゃ ったことだものですから、今お話しして、副市長 が答えていただけそうなんですけど、このことに ついてはいいです。今後の、やっぱり一生に1度 のことという部分についての考え方について、そ ういったことも全体に含めて御認識いただければ いいんですが。今言った、課長のほうは当然今現 在考えておられないという部分について、市長、 そして副市長のほうから少しお答え願いたいなと。 ただ、これ、ちょっと市長に耳の痛い話かもわ からんけど、急に無料にしたというのは、これは 何の意図があるのかなと腹の底が少し、これは答 えなくてもいいんですが、そういうふうにも見ら れちゃうんですよね。

だから、こういうところについては総合的にしっかりと見て決めていかないと、ここの時点においてなぜ無料かというところだと腹を探られるおそれもあるものですから、ここのところは答えて

ほしくないんですが、これは私が勝手に言った話なものですから答えなくて結構ですけど、将来に向けて逢妻浄苑が使えなかったときも含めて、それから、一生に1度の、最後の、皆さんで見送ってあげるそういったところについてのお考えという部分について、少しお答えしていただいて私の質問としたいと思います。

以上でございます。

○清水副市長

まず、何点かお話がありましたので私も整理ができておりませんが、まず、定住自立圏の関係でございますけれども、これは、今回協定を結ぶということになる中で、その検討項目にそういう公共施設の相互利用というところをテーマにしていただきたいというようなことで申し入れをしました。その中が逢妻浄苑ということでございますけれども、それは、刈谷市もそういった協議をテーマにするということについては、現時点、同意をいただいているということですので、今後どうなるかということは今後の協議次第だというふうに考えております。

私どものほうとしては、ある意味、青山斎園のほうがそれなりに使わせていただくような環境が整えば、それは知立市民の方にもメリットがあることだということで思いますので、そういうお話もさせていただくつもりではありますけれども、結論、協議次第。どうなるかということは、全く現時点お答えのできない中身でございます。

それから、もう一点、一生に1度ということでの、逢妻浄苑の使用についてもそうですが、国保の被保険者に対する死亡見舞金ですか、これが5万円になったと。これ、私、ちょっと記憶が余り定かでないのでいけませんが、これは、一つには、国の政策の中で出産一時金が32万円から35万円、そういうふうな増額の改定もたしか同じような時期にあったかなというふうに思いますので、そういうことでは、その当時の議論として、高齢者になかなか厳しい時代だねというような議論があったななんて記憶しておりますが、そんなような関係もあるのかなというふうに今思っております。

それから、受益者負担の考え方なんですけれども、先ほど来出ていますように、逢妻浄苑は、知立市が管理者として年間2,000万円、3,000万円の税金を投入して、それを維持管理させていただいております。それに、使用料を引いた残りをそういう形で管理をさせていただいているわけでございますが、その中で、やはり市外の皆さんの利用も非常に高いというところでは、少し、知立市、あるいは知立市民の皆さんの御負担が市外の方に対して大きくなっているのかな、市外料金も維持管理費との関係でいうと少し乖離が大きいかなという議論の中で今回見直しをさせていただいたわけでございます。

今現在、知立市民の方が使っていただく場合も 1体1,500円という額を決めさせていただいているわけですが、そういった1,500円を引き続きいただくのか、今回のような無料でどうだというような議論もさせていただきましたけれども、今の知立市が維持管理をするという考え方の中では、少し市外の方に多く負担をいただき、知立市の方の軽減を図っていくというような観点で、今回そういう提案をさせていただいているということでございます。

それから、これは市長が答えにくいというお話ですが、無料というのは、先ほど言いましたようなそういう全体的な議論の中で、今言いましたような理由で決めさせていただいたというふうに私は思っておりますし、それ以上のものはないというふうに思っております。

それから、もう一点、今後の料金改定と逢妻浄 苑の今後ということでございますけれども、私ど もは、現在、あの建物も耐震補強工事も済み、ま だ将来一定の期間しっかり使っていけるだろうと。 もちろんそれには炉の適正な維持管理もしっかり していくという前提ではございますが、そういっ たことでしっかりやっていけば、まだまだ利用が 可能だろうというふうに考えているところでござ います。

その後といいますか、それと並行して、今後の あり方ということもあわせてこれは検討する重要 な課題だというふうに考えておりますので、現在、 豊明市と担当者レベルでの検討を始めたり、今後、 定住自立圏のほうの議論もどうなるかしっかり見 守っていく必要があるかなと。私たちもそういっ たつもりで協議に参加していかなくてはいけない かなというふうに思っておりますが。

いずれにいたしましても、そういったいろんな 選択肢で、最終的には、知立の市民の皆さんがこ ういうような形で、例えば市外のどこどこにとい うような話になったときに、そういった遠方まで 出かけていただけるようなことの御意思があるの かどうかとか、いろんなことも市民の御意見も伺 いながら最終決定をすることが必要なんだろうと いうふうに現時点考えておるところでございます。 以上です。

○林市長

私からもお答えをさせていただきます。

まずは、先ほど来申し上げました、議員のときからの私の火葬場に対する思いが今回成就できたということは、私は、非常に喜ばしいことだな、ありがたいことだなと思っております。

しかしながら、先ほど村上委員が御指摘いただきましたように、これは幾ら私が思いがありましてもやはり余り拙速には進めていけないわけでありまして、そうした中で、内部の検討委員会、そして庁議を経ている。こうしたことをやることによって、たとえ市長がこのほうがいいということがあっても、必ずしもすべてがすべてそのようになるとは今までもなかったわけでありまして、そうした意味からいうと、職員の皆さんもそれぞれのお立場で、これがいいんじゃないかということ出てきた案なのかなということで、そういった意味でも喜ばしいというか、よかったなというふうに思っております。

先ほど、一生に1度というお話でございます。 市内の皆様方は受益者負担という考え方はやはり なじまないのかなという思いの中で、温かくお見 送りをさせていただく、これはお金が無料という ことで、ある意味では一定程度のことはできたわ けでありますけれども、しかしながら、一生に1 度であるわけであります。やはりより満足度の高い、また納得性のある、これは亡くなられる方にとっても御遺族の方々にとっても、そうしたことをこれからも検討していかなければいけないなというふうに思っております。

○村上委員

今、市長のほうからお答えいただきました。市 長の温かい思いというのは感じさせていただいた わけなんですが、すべてのものが無料と。無料と いうことが本当にその方の思いを遂げられるとい うことでは僕はないと思うんですね。市長、お話 を市長に向かって私が言うのも少しあれかもわか りませんが、胸の中にすごく温かい思い、何を最 後に送られたら本当に極楽浄土に行けるかという ものを、もう少し、無料という言葉だけでなくて 温かいものが感じられるような、そんなものを今 後も議論していっていただきたいなと。

無料であれば私はいいということじゃなくて、そこに温かみが感じられるというところが本当の慈しみの言葉かな、それから、よみの国にきちっと送ってあげられることなのかなというふうに思います。このことだけじゃなくて、すべてのことが市民に対してどうなのかなという、温かみをこの期にお話しさせていただきましたが、そういったことを胸にきちっと刻んでいただきたいなというふうに思います。ちょっと口幅ったいんですが、よろしくお願いして質問とさせていただきます。答弁は結構でございます。ありがとうございます。〇田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第58号について、挙手により採決します。 議案第58号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第58号 知立 市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例の件は原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規 約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第61号について、挙手により採決します。 議案第61号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 愛知 県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての 件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 議案第62号 平成23年度知立古一船合計補正子

議案第62号 平成23年度知立市一般会計補正予 算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○安江委員

それじゃ、少しお伺いしたいと思います。

まず、補正予算書及び予算説明書の37ページ、003施設整備費について伺います。

これは保育園の駐車場整備工事費ということですが、このことについて御説明をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○子ども課長

これは9月の議会のときにも若干議会でお話が あったかと思いますが、知立保育園の駐車場が、 何分住宅の密集地にありまして、ないということ で、今まで経済課の借りていた知立公園の駐車場 を保育士が利用させていただいていたわけですが、この件については、経済課のほうにお貸ししていた地主が売却されたということで、結果的に保育士の駐車場が全くなくなってしまったということから、現在知立神社の前を走っている155号線の下の空き地を、これも当初教育委員会のほうで利用も計画されていたわけですが、これを保育園のほうの駐車場で何とか利用させていただきたいということで話をさせていただきまして、9月のときに設計の予算を組ませていただいて、12月、この議会で、補正予算で工事費を計上させていただいて、何とか4月までに工事を済ませていきたいという考えで、4月以降その保育士の駐車場として利用していきたいということで計上させていただきました。

以上です。

○安江委員

知立保育園の関係者の専用駐車場ということで すが、何台分ぐらい入るのか、整備されるのか、 お答え願いたいです。

○子ども課長

これも、当初9月のときにはたしか50台近くと本会議で答弁をさせていただいたかと思うんですが、橋脚の足の高さの関係がありまして、予定していた以上に使えない部分がありまして、現在では一応32台ぐらい。ただ、保育園の利用中は出口を1カ所で出入りして、2カ所出入りする出口をつくりますけれども、その出入口の前にも置くということで考えれば、35台ほどとめられるという考え方でおります。

以上です。

○安江委員

いつでしたか保育園の建てかえの計画をお示し になられましたが、知立保育園はいつからでした か、場所は今のところでしたか、もう一度お答え ください。

○子ども課長

知立保育園の建てかえの話は、保育所整備計画 の中にもありますように、逢妻保育園との兼ね合 いもありまして、どこにするかということなんで すが、場所については今保育行政審議会にもお諮りしながら諮っているというようなことで、まだどこの場所ということは一切決定しておりませんので。

○安江委員

そうすると、これは、知立保育園が建てかえに なった場合は、それ以降は教育委員会が使われる というふうに認識してよろしいですかね。

○子ども課長

現在、保育園の駐車場として今回整備に上げさせていただいた駐車場でありますが、当然ながら、経済課が利用していたお祭りの期間中の駐車場もなくなるわけですので、保育園は平日使いますが、休日には出入口を2カ所にするなどして、お祭りの駐車場等に利用していくということで、引き続き保育園以外でも利用できるような形でいけるかと思っております。

以上です。

○安江委員

そうすると、整備をされた後、幅広い方々の利用が可能であるというふうに理解してよろしいということですね。ありがとうございます。それで結構です。ありがとうございました。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

ページを戻っていただきまして、33ページ、 009自立支援システム改修委託料というのが出て おりますが、483万円ということなんですけれど も、改修という言葉が入っているということで、 何を改修するのか教えていただけますか。

○福祉課長

今回、自立支援システム改修ということで出させていただきました。これにつきましては、以前、9月の補正のときにも少し御説明させていただきましたが、今回の自立支援法、昨年の12月に改正を受けて、それで、一応10月1日施行分と来年の平成24年3月施行分という形で、要は、システムが変わるということで支払い給付システムの内容を変えるということもあって、連合会のほうのシ

ステムに合わせるという形で当市のシステムも改修をかけるということで、今回は平成24年3月改正施行分、その部分について変えさせていただきます。

主な内容としましては、基本的には、例えば今回出ているのが、補装具と、障害者福祉サービスについても別々で上限額が決まって自己負担が決まっておりましたが、これについて合算という形で、本来一月の間に福祉サービスと補装具を使った場合に頭打ちを決めておいて、合算で出させていただくということでさらなる自己負担額の軽減という形をとらせていただいております。

それと、あと、今回の法改正の中で、今までは 障がい者、重度の方についていろんなサービスの 利用計画というのをつくらせていただくというこ とになっていましたが、これについて拡大された ということで、これから福祉サービスを使われる 場合において、すべての方について利用計画、ど ういったサービスをどれぐらい使われるかという 形の計画を策定するという形になりました。それ についても、どうしても報酬等の計算等も出てき ますので、その関係についても改正をかけさせて いただくということで出させていただきます。

それと、あと、平成24年3月に福祉サービスの報酬、これにも改定という予定をされております。これについても対応できるように、今回の補正の中に入れさせていただいて考えさせていただいております。これについては、まだ、案的にはすべてが出ているわけではないんですが、今後、一応予定という形をされておりますので、その分も見越してやらせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

3期のはっぴいぷらんは、1年ずれ込んでいる ということですよね。

○福祉課長

そうです。障害者計画と障害福祉計画につきましては、本来、今年度最終、平成24年3月で切れるわけなんですが、今回うちのほうで、今、地域福祉計画というのを策定させていただいておりま

す。こちらのほうが平成24年3月にできます。これについては、以前から説明させていただきましたように、一応、障がい、高齢者、それと児童等の福祉に関する施策ということで、そういった横のつながりをつける計画ということでつくらせていただきます。それを受けて来年度早々に障害者計画、それから障害福祉計画について早急につくらせていただいてという形を考えております。

以上です。

○池田福子委員

その地域福祉計画の進捗をもう少し詳しくお願いできますか。

○福祉課長

地域福祉計画につきましては、昨年と今年度という形でつくらせていただいておりますが、今年度につきましては、一応素案的なものを今つくらせていただいております。それについて、それ以前に、各課のほうにいろんな福祉の関係の要望等を書いていただくなり、そういったこと、問題点等を上げていただくような形でやらせていただいて、今は地域のほうに入って、ヒアリングと申しましょうか、ワークショップ等を開催させていただくということで。

先日も、一応牛田町ではありますが、そういった形のワークショップを開催させていただいて、各町内の問題点等を町内の皆さんで洗い出ししていただいて、本来行政がやるべきもの、それと、町内等地域でやるべきものというような形で区分けするような、はっきり形をさせるような形のワークショップというのを開かせていただくということで、来年2月ぐらいまでには最終的な計画素案をつくって、3月には計画書自体を作成させていただきたいと思っております。

○池田福子委員

ワークショップ、いろんなところで開かれたと おっしゃっていらっしゃるのでちょっと伺います けれども、地域によっていろいろ要望とかは変わ ってくるとは思うんですけれども、一番大きな要 望ってどういうことでしょうか。集約されている と思うんですけれども。

○福祉課長

ワークショップにつきましては、まだ、すべて のという形にはいっておりません。基本的に、今 のところ牛田町と、あと昭和の地区のほうの会長 等には話を聞かせていただいている状態です。た だ、集計等、まとまっていませんので、まだここ で発表するような形にはとっておりません。

ただ、委員の言われるように、地域によってかなり差が出ております。まとまって既に始めている地域、特に牛田町なんかではある程度地区でまとまっていて、いろんな面について福祉に関しても先進な形で進めておりますが、地域の中によってはまだまだ地域のつながりも薄く、そういったものができないというような、そういった行動自体もできないというか、そういったのもあると思います。

今後、それについてもいろんな面で、行政へ頼るという形だけではなくて、地域でできること、やはり高齢者並びに障がい者等も、本来支援される側だけではなくて支援する側にも回ることもありますので、そういったことを皆さんに意識づけるという形でこの計画をつくらせていただいているつもりですので、そういったのを広めていきたいと思っております。

○池田福子委員

今までですと、当事者の意見を聞かずにそのま ま進めるという例が多かったということもありま すけれども、このワークショップを開いていただ いているというのは、一つの意義があることだと 思っております。

総合福祉計画のことなんですけれども、こちらのほうはどうでしょうか。先ほどとちょっと今、お答えがダブると思うんですけれども。

○福祉課長

俗に言う総合福祉計画というのは、今回の自立 支援法、今回も改定というか、条例の中でいじら せていただいておるわけなんですが、要は、自立 支援法が既に長妻大臣のときに廃止が明言されて おります。それによって、平成25年の8月までに 総合福祉法という形で、これからはよりよい福祉 政策ということで、特に一番大きいのが応能主義ですね。本来、応益ではなくて応能、所得に見合った負担の仕方という形のものを提言していくということで、平成25年8月までにつくられるのが総合福祉法という形をとっております。

それに向かって、当然今から改定に向けて審議会の中で話し合っているわけなんですが、まだ案的には出ていません。その中で、今回の法改正等でつなぎ法案という形で一括法案みたいのが出ているわけなんですが、それについて平成24年度には骨格等が出されるという予定をしております。それに向けて、当然うちのほうの障害者計画等もそういうのを見据えてつくらせていただくということになってくると思いますので、今のところは総合福祉計画というとそういう形になってきております。

○池田福子委員

そこで伺いたいんですけれども、その審議会を 開いてみえるということですよね。

○福祉課長

先ほどから委員の言われているその総合福祉計画というのは、国のほうが今やっている形のもの。今うちでやっている地域福祉計画については、当然審議会は1回開かせていただいております。それと、あともう一回、早々に1回開かせていただいて、素案を提出させていただいて最終的に決めていただくということはやらせていただくつもりでおります。

○池田福子委員

ということは、この総合福祉計画についてはまだ、審議会というものは開いていないということでいいですか。

○福祉課長

地域福祉計画につきましては、委員会は当初は 1回開かせていただいているわけなんですが、そ の後まだ、素案ができてからもう一回開こうと思 っておりますので、それまでは内部検討なり、あ と、障がい者団体等のヒアリングで今のところや らせていただいております。

○池田福子委員

審議会全般として考えていただきたいのが、その審議会の中に当事者を必ず入れてほしいということを私は要望したいんですが、自立支援法があれだけバッシングを受けたのも、当事者を入れずに、入れているかもしれないんですけれども、本当の当事者を参加させずに決めたのではないかというような内容だったものですから非常に悪評だったと思うんですね。その点では、ぜひ当事者を入れてもらいたいという思いで発言させていただいておりますが、いかがですか。

○福祉課長

今回の策定委員会につきましては、当然一般の 市民の方も入っていただいておりますし、当然障 がい者の団体の方、一応、知的、それから身体、 あと精神、各家族会というんですか、団体の方た ちの代表の方も入っていただいて、そういった中 で今後どういった福祉のほうを進めていくかとい うことで話し合っていただいております。

○池田福子委員

そうしましたら、平成24年の10月でしたね、障害者虐待防止センターの設置ということが言われておりますけれども、なかなか進捗状態と言われてもちょっと戸惑うかもしれませんけど、これはどうですか。

○福祉課長

委員の言われるように平成24年10月に障害者虐待法が制定されるということで、各市町村に、障害者虐待センター設置というのが義務づけられております。それについて、基本的に、うちのほうの今の考えでは、当然、障がい者の窓口、福祉課でありますので、そちらのほうに通報等を受ける窓口をつくらせていただくというのと、あと、まだ内部で話し合ってはいないものですからあれなんですが、当然、今で言う児童それから高齢者等の虐待法の関係もありますので、それと、あとDVですか、その関係もありますので、それと、あとDVですか、その関係もありますので、そういったのの関係課、関係の部署等協議させていただいて、今後煮詰めていきたいなと思っております。

○池田福子委員

今御意見を承りまして大変安心いたしました。

障がい者だけではなくて虐待というのはもっと広い層で起きておりますし、これからも高齢者に対するものもふえるだろうということを言われておりますので、総合的な考えで動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、35ページのずずっと下の009母子家庭自立支援事業の助産施設入所委託料というのがございますけれども、これ、ちょっと教えてください。

○子ども課長

これは、児童福祉法の第22条だったと思うんですけれども、妊婦が、経済的な理由により入院助産を受けることができないと認めるときは、その妊婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる措置をとらなければならないということになっておりまして、平成23年度、当初7人分を組んでいたわけなんですが、現時点でもう既に4人は助産が終わり、さらに現時点で3名ほど出産予定が入っているということで、ちょっとお金が足りなくなったということで補正予算を組ませていただいたものです。

以上です。

○池田福子委員

母子家庭であるために経済的に入院ができない という方が対象ということでよろしいですか。

○子ども課長

ただいま言いましたように、入院というんですか、入院助産を受けることができない方を助産施設に入れて子供を産むというような形の支援です。 〇田中委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0 時58分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

母子家庭自立支援について引き続きでお伺いい たします。

助産施設入所委託ということで、病院ではなく

て授産所で出産をするというケースだということでよろしいですか。

○子ども課長

名称がそうなっているものですからそのような 形にとられるかもしれないんですけれども、一応、 今現在、知立市が助産施設でお願いしているのは、 岡崎市民病院でお願いしています。ことしもう既 に済んだ4名の方も、すべて岡崎市民病院で出産 のほうをやっていただいたと。

以上です。

○池田福子委員

そうしますと、準授産施設で、そこを使っているという人は今のところみえないということです よね。

○子ども課長

助産施設で登録というんですか、県の中で指定 がありまして、その中で知立に一番近い病院が一 応岡崎市民病院ということになっておりまして、 すべて今は岡崎市民病院のほうにお願いしておる というのが現状であります。

○池田福子委員

こういう場合、母子家庭ということが前提になっておりまして、妊娠したと同時に、既に子供がいる場合は母子家庭というふうにカウントするんでしょうけれども、初めてのお子さんで、胎児の状態からもう母子家庭という認定がつけられるということですか。質問の意味がわからないかな。 〇子ども課長

これも、名称が母子家庭自立支援事業になって おりますけれども、母子家庭に限ってはいません。 母子家庭でなくても、先ほども言いましたように、 児童福祉法の22条、いわゆる入院出産ができない、 費用がない方については対象にさせていただいて います。

それから、私どものほうにお話が来る、ちょっと済みません、細かいところまで承知していないものであれですけれども、来るときには、もう出産間近、相当、3カ月過ぎた方からぐらいの人ばかりということで、検診とかそういったところ、ちょっと私のほうは承知していません。出産だけ

だというふうに。

○池田福子委員

じゃ、ちょっと伺いますね。こういう方たちは、 妊婦の検診というその関係から説明してもらえま すかしら。

○健康増進課長

健康増進課ですけれども、こういう方も妊娠されますと母子手帳を保健センターにとりにみえますので、そのときに、ほかの方と同じように妊産婦、乳児検診受診票をお渡ししております。ですから、子ども課が行っております助産とは別に、妊婦検診等は健康増進課のほうで無料で受診票をお渡ししております。

以上です。

○池田福子委員

無料での受診が可能ということですけれども、例えばこの方の場合ですと、お金がないために入院できない人が対象という場合はほかの支援方法とかはあるんですか。例えば、妊婦の検診にしても1回目が非常に高額ですよね。2万円から3万円かかる例があると思うんですけれども、それが受けられないためにずるずる来るということもあるかと思うんですけれども、そういう支援の施策、補助なんかは、あれば教えていただけますか。

○健康増進課長

妊娠とわかって、それから妊娠届けを出していただくんですけれども、一応市内の病院に確認しましたところ、こういう妊産婦、乳児検診審査受診票という無料の制度がございますので、なるべくその制度が使えるように配慮していただいておるわけでございます。ただ、最初のときに病気等が見つかればそのときにいろんな検査をしてしまうということもございますけれども、一般的には、この受診票を有効に使うために、受診票をもらってからの検査ができるように配慮をいただいているところでございます。

以上です。

○池田福子委員

それで、1回目、この間お話を伺いましたら、 診断と検診は別物だということを聞いたんですね。 検診は妊娠しているかどうかの判断、その後1回目の検診として受けていけるということなんですけれども、例えば、病院に対して、検診は検診だけにしてくださいねというような、お願いではないんですけれども、1回目が高くつくからそれは母子手帳をもらって検診表をもらってからにしてくださいねという、そういうアプローチはしていただいているのでしょうかね。

○健康増進課長

御質問いただいたように、検診につきまして、 知立市の行っております妊婦検診、これが有効に 活用できますように市内の病院にはお願いしてお りまして、確認したところ、そのように配慮して いただいておるということでございます。

以上です。

○池田福子委員

市内はわかったんですけど、今伺っておりますと、岡崎とおっしゃっていましたよね。岡崎あたりはどうですか。特定の病院ですよね、岡崎市民病院ですよね。そういうところを受けるとわかっていれば、その病院にもそういうアプローチ、もちろんしてもらっているんじゃないでしょうかね。どうでしょうか。

○健康増進課長

この妊産婦健康診査ですけれども、愛知県の市 町村、おおむねやってございますので、かなり普 及しておりますので、どの病院でもそういった配 慮をすることができると思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

ということは、愛知県内ならばこういうことは 既に周知しているというふうに理解してよろしい ですかね。じゃ、こういう母子家庭自立支援です けれども、手続はどういうふうにすればいいんで すか。

○子ども課長

この助産のほうの自立支援につきましては、いろんな保険に入っていない生活保護の方が生活保護の窓口に相談に行かれて、出産があるということであれば子ども課のほうに来ていただいて申し

出をしていただいて、うちのほうから岡崎のほうに依頼をするというような形になります。

○池田福子委員

ということは、生活保護を受けていらっしゃる 以外の方はいないということですか、この7人の 中に。

○子ども課長

現時点、今ある方はすべて生活保護の方という ことであります。

○池田福子委員

生活保護を受けている方いない方にかかわらず、いわゆるシングルマザーという立場の人がここのところふえているわけですよね。これは日本だと道徳的にどうかなと言われるかもしれないんですけれども、ほかの、例えばフランスなんかですと、本当に公でシングルマザーという位置づけがつくられているわけなんですけれども、そういう方たちも対象になるんですよね、今後。

○子ども課長

基本的に、シングルマザーという今お話がありましたけれども、社会保険だとか国民健康保険に入ってみえる方は、その保険のほうで分娩費等が出るかと思っています。ですから、生活保護の方でどうしてもお金がない方については私のほうに回ってくるというふうに理解しておるんですけれども。

○池田福子委員

そうしますと、当然これは生活保護受給の方と いうことが前提として、出産一時金はやっぱり出 ますか。

○福祉課長

福祉課のほうで今生活保護のほうをやらせていただいていますが、生活保護受給者の方についてはそういった一時金的なものは出ないものですから、ただ、加算で、妊婦加算、それから出産後の半年ですか、その加算というのが少しついておりますが、それ以外の出産に関しての一時金的なものについてはございません。

○池田福子委員

今は生活保護の方が全員そうだという話なんで

すけれども、今後、やっぱり生活保護以外の方も ふえる可能性があったときはどうなりますかね。 ○子ども課長

先ほども言いましたように、分娩費等が出るというような場合は私のほうの対象にならないかというふうに思っていますので、当然ながら、全くそういうものがなく出産に困っているという場合については、どういうケースかすっと出てこないんですけれども、もちろん、お話というか相談に乗ることになるかと思いますけれども。

○池田福子委員

ということは、きちっと窓口に来ていただくの がまず最初ということになるわけですね。

では、37ページの、今度、生活保護のほうでちょっと伺いたいことがありますので、お答え願えますでしょうか。

予算に比べますと1割強の補正予算で、国から も国庫支出金ということで4分の3でしたか、補 助というんですかあるんでしょうけれども、これ はちょっと説明していただけますか。人数とかそ ういったもので増減があれば。

○福祉課長

今回補正によりまして、実際、金額的に扶助費ということで8,200万円強の補正を組ませていただきました。これについては、やはり若干景気のほう、まだまだ不透明な状態ではあります。それで、うちのほうの当初の見込み自体も、数字もある程度抑えた形のものをとらせていただいてやらせていただいたわけなんですが、やはりここへ来て、今年度についても若干増加しているということもありまして、この部分をふやさせていただいております。

見ていただけますように、生活扶助費と医療扶助費、特に医療扶助費のほうがかなり大きくなってきております。そういったこともありまして、うちの福祉に関してもいろんな施策等をやらせていただいておりますが、増加等をとめていくということもなかなか難しく、微増ながらもふえている状態。今後もまだまだふえていくのではないかというふうに感じております。

○池田福子委員

具体的に何人ふえていますかね、増減であると しても、差し引き。

○福祉課長

11月末現在ということで、本会議の中でも部長のほうからも報告がありましたが、11月末現在の数字なんですが、今、保護世帯、受給者ですね、受給者世帯が441世帯、それから人数で言いますと629人という形になります。

それで、今年度につきましては、増加だけで見ますと世帯については18世帯がふえております。ただ、18世帯が順にただふえただけというのではなくて、実際の申請があったのは、90件近く申請はありました。ですから、その部分で廃止という、要は抜けている方も、就労等で抜けている方もその分みえるということで、今年度についてはまだまだ微増というふうになっております。ただ、件数的にだけではなくて、その期間いろんな意味で、お医者さんにかかられたりとかそういったのもありまして、今の金額の補正をさせていただいております。

それと、ついでと言ってはなんですが、その中の明細については、441世帯の内訳なんですが、高齢者が121世帯、それから、障がい者の世帯が41世帯、それと、母子世帯というんですか、母子の家族の方が26世帯、あと、傷病、病気等、けが等で治療に当たられている方が51世帯、それとあと、その他といって本来可労年齢でありながら解雇等で働けない状態になっている方というのが202世帯という形ですね。

当市は、やはりここの、その他の今の202世帯という方がかなり、率的に言うと45%を占めているわけなんですが、そういったのが多いということもありまして、これに関しては就労支援ということでうちの就労相談員なりケースワーカー等でなるべく早い時期に就労させていくような方策をとってやらせていただいております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

それで、内訳なんですけれども、全体で見れば

10%強の増加ということなんですけれども、これが10%前後全部そうかなと思うとやっぱりちょっと違うんですよね。

葬祭費が110%と。ですから、今の予算の倍以上になっているということなんですけれども、これは何かあったんですかね。葬祭費が当初の倍になっておると。

○福祉課長

特に特別な理由があるわけでもありません。ただ、やっぱり高齢者の方で、そういった方で亡くなられる方が今年度、昨年もなんですが、割と多かったということになると思います。そんなには予算的に組んでいなかったわけなんですが、立て続けに亡くなる方もみえたということもあって、金額的にちょっといっておるということもあって補正させていただいております。

ちなみに、通常、葬祭というと、最低、今うちのほうが刈谷等の葬祭センターのほうへお願いさせていただいて、遺体の保存からそういったもろもろやっていただくということで、20万円弱ぐらいのお金が1件に出ている状態であります。それ以下の方ももちろんみえますが、今の形でいうとそれぐらいの数字が出ているということもあって、人数がふえてしまうと補正をせざるを得ないということになってしまいます。

○池田福子委員

御不幸にして亡くなられた方もみえるということでは聞いているんですけれども、中には孤独死ではないかというような方もみえると。聞き捨てならぬことなんですけれども、そういう方もみえるということを聞いているんですけれども、その点どうでしょうか。

○福祉課長

実は、生活保護の世帯、受給者に関してはケースワーカーのほうが逐次訪問をさせていただいているわけなんですが、それについては一応ケース分けをさせていただいて、就労可能な方についてはなるべく就労していただきたいということもあって一月に1度は訪問させていただくんですが、それ以外、高齢の方だとか、そんなに状況が変わ

らない方だとか、就労が難しくてという方については3カ月に1回とか、そういった訪問をさせていただいております。その中で、先月は訪問してお話をさせていただいたがということも、そういう方もみえて、常に見ていないというのもあってそういう方が今年度も1人出たというふうには聞いておりますが、やはり小まめに本当は訪問させていただくことが一番いいわけなんですが、やはり人数的なもので、かなり今の441世帯を回っていくというのはなかなか難しくてそういったケース分けをさせていただいております。

○池田福子委員

大変不幸なことだったとは思うんですけれども、 やっぱり本人の身になってみますと、最後の最後 が本当に冷え冷えとしていたという思いだという ことは理解できると思うんですね。それで、何か のときに緊急通報装置とかはあるとは思うんです けれども、この辺で何とか予防できなかったかな というお考えはございますか。

○福祉課長

当然高齢者につきましては長寿介護課のほうで 設置をさせていただいている、障がい者につきま しては我が福祉課のほうで設置させていただいて、 そういう希望のある方等につきましては当然無料 でつけさせていただいているものですから、そう いった説明もさせていただいているわけですが、 そういった中で、まだまだ設置されていない方も みえるということでそういった事態が出たと思っ ております。

○池田福子委員

こういう方の場合は結構引きこもってしまう方 も多かろうと思いますので、今後やっぱり民生委 員の方とか地域の方のそれこそ共助というか、助 けが必要なんじゃないかなと思いますので、その 辺のところももう一押しお願いしたいと思います。 それから、事務費が42%と。金額的にはあれな んですけれども、これはどういうことなんでしょ うか。

○福祉課長

この施設事務費に関しては、これについては本

来介護等必要な方で、要は施設に入院されている方の費用になります。これについても、全体的に当初予算を若干抑えた形で組ませていただいたこともあって、ことし、今回12月ということで、来年3月までということもあって再度計算させていただいて補正をさせていただいております。

○池田福子委員

この事務費というのは、入院している人の費用 ですか。そうですか、失礼いたしました。入院の 方ですね。

そうしましたら、職員の方ですけれども、大変 だと思うんですよね。配置体制、配置というか、 体制はどうですか。

○福祉課長

今、福祉課のほう、保護援護係ということで配置をさせていただいておりますが、昨年、その以前から、平成21年、平成22年から急激にリーマンショック等で世帯数がふえたということもあって、職員もふやさせていただいております。今現在ケースワーカーが6名、それと査察指導員が1名という形の体制でやらせていただいております。ただ、今現在ケースワーカーが1人中途で退職ということになりまして、今、ケースワーカー5名の査察指導員1名という形でやらせていただいております。

○池田福子委員

査察指導員というのは、どういうお仕事でしょ うか。

○福祉課長

まず、ケースワーカーというのは、当然個人ごとにかかわる指導する形のものですね。担当がありまして、この方についてはこのケースワーカーが要は開始から廃止までという形で受けさせていただいています。査察指導員というのは、当然それの指導する係の者になります。今は係長が兼務しておりますが、いろんな意味で指導していって、ここについて費用的なものとか、要資格とか、そういったことまでもすべてチェックして見る係ですね。そこの係もなかなか、すべてのケースワーカーの部分を受けているものですから数が多いと

いうこともあって大変だと思いますが、そこの辺をやらせていただいております。

○池田福子委員

今、ケースワーカー、6名おみえになったところがお一人おやめになって、5人でやっているということですよね。ということは、それで400世帯以上を持ってみえると。お一人何世帯、担当。

○福祉課長

まず、基本、国の基準というのが、80世帯に1人のケースワーカーが国の基準になっております。 当然それでも、先ほどの441世帯というと5名プラス若干という話になるわけなんですが、本来は6名いるといいわけなんですが、今のところ、今回5名と。それで、来年の4月に1名また入れていただけるということですので、そこのときには6名になるということで、それまでは5名でしのがせていただいて。

担当にもよるんですが、やはりケースワーカーでほかの事務等を兼務しているのもいますので、そうしますと、そこのすべてが均等にいくというわけではなくて、そういう兼務の者については若干少なくなって、あとの者がその部分を多くするということで、一時的には100軒を超えるというような状態になってくるときもあります。

○池田福子委員

ということは、ケースワーカー、非常にハードな仕事ということですよね。補充が4月までないということで、例えば就労支援なんかをしようと思ってもなかなかはかどらないのではないかと思うのと、就労支援とはいっても、今は大卒新卒、高卒新卒の方でも内定率70%という現実がございますよね。就労支援、どうですか。

○福祉課長

まず、就労支援につきましては、今うちのほうで就労指導員、臨時のほうで来ていただいております。その方が中心で、各受給者の資格とか得意分野等を確認させていただいて、いろんな事業所を紹介したりとか、当然ハローワークの求人情報等も見ながら一緒に考えてということで、なるべく早くという形をやらせていただいております。

実際で言うと、実際就労活動をさせていただくのは先ほどの、基本的に言うとその他の方がほとんどなんですが、高齢者とか障がい者の方についてはやはり就労は難しい。その他の方でも若い方はいいんですが、やはり40代を超えてきて再就職となるとなかなか就職口がないというのがあっていろいろ難しいところもあるんですが、一応そういう形で就労相談だけはすべて受けていただくような形でやらせていただいています。

○池田福子委員

今後、就労支援、結構難しいものがあると。それから、中にはちょっと保護期間が長くなってしまうとどうしても気力がなえてしまって、いま1歩というところが出せないという方もみえますしということですよね。

私が存じ上げている方でも、早く就労したおかげで生き生きしているんですわ。当初生活保護を受けたときは物すごくそれがショックだったんですけれども、1歩踏み出して、本当にこんな生き生きした人だったんだなんて思ったんですけれども、中には生活保護を受けるまでに体を壊してしまったりして、外見上はそうでもないんだけれども、どうしても体力的にも精神的にも弱ってしまったという方もみえるものですから、職員の方は本当に大変だと思うんですけれども。

今後、例えば査察指導員を主にミーティングと かでいろんな確認をされると思うんですけれども、 どうですか、そういう確認、情報を共有するとい う意味ではどうですかね。

○福祉課長

委員の言われるように、ケースワーカーは今実質5人なんですが、やはり意思統一とかそういったものもやられていないとまずいということで、ケースワーカーによって違ってくるというのもおかしな話なものですから、そういったのについては職員の中で話し合って、常に情報が皆さんに伝わるような形でやらせていただいております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、41ページの001番の不

法投棄防止監視委託料というところなんですけれ ども、マイナスの192万6,000円、戻すことができ るということなんですけど、この内容を教えても らえますか。

○市民部長

この不法投棄防止監視委託料192万6,000円の減額でございますが、これにつきましては緊急雇用の対象事業でございまして、ことし契約をしたその契約差益がこれだけ出てきたということでございます。

○池田福子委員

緊急雇用対策の一つということだそうですけれ ども、期間を教えていただけますか。

○市民部長

契約の期間は4月14日から翌年平成24年の3月31日までということでございますが、この中で実際に回っていただく日にちというのは、180日をこの中で回っていただくという内容になっております。

○池田福子委員

この方たち、1年間はこのようにして緊急雇用 対策として監視のお仕事ということなんですけれ ども、その後はどうでしょうかね。その後、就労 支援までそれこそなかなかいかないだろうとは思 うんですけれども。

○市民部長

現在まだこの業務についておっていただけるということでございますので、この方たちの今後ということになりますとこれからということになりますが、ただ、ちょっと今持っておりませんが、今までもこういう緊急雇用という制度がございまして同じような事業をやってきたわけでございますが、そうした方たちの中では新たな仕事につかれるというような方もおみえになりますし、なかなか見つからないという方もあります。

○池田福子委員

その新たに仕事につくという方は支援かなんか したんですか。それとも自力で、自分で就労先を 探してみえたんですか。

○市民部長

これは御本人のほうで次を探していただくということになります。

○池田福子委員

だけど、その後の、この人はどうなったかなと いうデータはとってはいませんわね。今じゃなく ていいですけれども。

○経済課長

9月定例会におきましてもその後ということで 資料を出させていただいておりますので、そちら のほうを見ていただければ、そのときのその後と いうのが記載されておりますけど。今資料は持ち 合わせてしておりませんけど。

○池田福子委員

ありがとうございます。

ここで分断されるのではなくて、その後のこともちょっとフォローしていただけるといいかなという思いはあるんですけれども。

それから、不法投棄防止。今度ごみのほうです よね。不法投棄、効果はどうでした。

○市民部長

効果といいますか、夜間こうやって回っておることによって不法投棄が減ったのかどうかということかと思いますが、回るということでそれを効果としてカウントするのはなかなか難しいということでございます。ことしの10月から環境美化推進条例、罰則がついた条例が施行しておるわけでございますが、この条例が施行後も毎日のように不法投棄というのはありまして、いろんな職員で回ってそういうものを片づけながら啓発もしておるというのが実態でございまして、この夜間パトロールで効果があったかどうか、なかなか数字では示すことができないということでございます。

○池田福子委員

罰則のように取り締まってもなかなか解決できない問題ですので、本来は、捨てる側の意識改革が本当は必要ということだと思うんですね。それを罰則があるからやめなさいというよりも、捨てる人はこれはいけないなという意識を高めることが大切なんだとは思っております。

効果はなんという聞き方で、なかなか数字とし

ては出にくいかと思いますけれども、結局、ちょっと汚くしているとそこはどんどんどんどんだんだれてくるという実態があると思いますので、目に見えた効果というのは難しいかもしれませんけど続けていただきたいと思います。

次の43ページなんですけれども、43ページの002の部分ですけど、農業振興対策費で、読んでみますと良質米生産推進事業という、価格も8万6,000円ということなんですけど、これは何をなさっていらっしゃるんでしょうかね。

○経済課長

こちらの良質米の生産推進事業費補助金ということでありますけれども、これ、当初予算で、各地域において米を生産する場合、品種によって、良質米ということで言いますと、あいちのかおり、それからコシヒカリが該当するわけであります。その場合の作付した場合は10アール、1,000平方メートル当たり500円ということで補助金が出ているものです。

当初予算計上時におきまして、平成22年度の当初予算とか平成23年の予算を作成する際に、まだ平成22年度決算額というのははっきりしておりませんので、この辺を、面積が少し十分でなかったために市内全体を66万平方メートル、約66へクタールですけれども、こちらで換算して当初予算を計上したわけなんですけれども、平成23年度に入りまして各地域で実際に作付された米が、従来、あさひの夢という品種があるわけですけど、こちらのほうは丈夫で倒伏しにくいということで人気があったわけですけど、これが、生産者から、あいちのかおり、コシヒカリに移行していったと。その辺の面積換算によって当初予算計上の金額がちょっと不足しまして、今回補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○池田福子委員

そうしますと、この補助金を出している意味を ざっと御紹介ください。

○経済課長

こちらのほうは、先ほど言いましたように、良

質米を生産している農家に対して集団作付をして いる地域においてこのような補助金を設けまして、 生産者の意欲向上のために補助をしているという ことであります。

○池田福子委員

いわゆる耕作放棄というものはありますか。

○経済課長

耕作放棄地というと農地で何もつくらずにということの状態だと思うんですけれども、一般的に言われますと知立市は市街化が多いわけですけど、当然、はっきり言いますと、耕作放棄地はこの周辺に比べて非常に少ないというふうに言われております。市街化区域以外の調整区域ですと圃場整備が完了されておりまして、そちらのほうは営農が受けてやっているというのがほとんどでございます。市街化のほうもある程度営農も入っていただいているし、兼業農家の方も実施されております。ということで、知立市内は他市に比べて耕作放棄地は少ないと考えております。

○池田福子委員

正式な耕作放棄地の定義はありますか。

○経済課長

正式な定義というのは、多分きちんとしたものはあると思うんですけど、ちょっと今すぐには、 承知しておりませんのでお答えできませんので申 しわけありません。

○池田福子委員

定義云々と申し上げましたけれども、知立には そういう耕作放棄地というものは本当に少ないと いうふうには聞いているんですけれども、ただ、 放置されている田畑というか、それは目立つよう な気がするんですけれども、どうでしょうか。他 市と比べなくて、見たところですね。この狭い中 でも結構あると思うんですけれども、いかがです か。

○経済課長

実際の農家台帳からことしの作付状況とかその 辺を判断していけば残りが耕作放棄地になってき ますけど、実際には畑等もありますので、個々の 方の管理の中で、一般的に見た1年の中で見ると、 季節によって、稲作をやっているところはわかりますけど、後の転作で、麦、その後の大豆とかなんかやられない場合は草生えになりますので、そうすると放棄しているような感じも受けますけど、といったところで目につくのかなと私は思いますけど。

○池田福子委員

それで、素人目に見た感じでは、ここもあいているな、あいているな、草がぼうぼうだななんていうふうには思うことはあるんですけれども、例えば、市民農園の需要は大変最近多いということは聞いているんですね。やっぱり定年退職者もふえて、さあ何をやろうというところだと思うんですけれども、市民農園をやりたいという人は多いわけですけれども、どうでしょうかね。こういうところに働きかけて何とかうまく持っていけないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○経済課長

市民農園につきまして、9月議会でも一般質問で出されまして、現在3カ所あります。地域性も考えて、少ないところにもし適地があればというふうに考えておりますけど。ですから、そういった御相談があれば、適地かどうかを判断して市としてやれることがあれば協力していきたいなと思っておりますけど、実際に何カ所かになってしまうと、その辺は管理のぐあいもありますので、本当、個人がその都度近くの方に利用させてあげているというそういう例もありますけど、制度的には、いろんな制度としては市民農園の利用の仕方もありますけど、今、市として考えているのは、そういう適地があったときにまず御相談には応じたいなと考えております。

○池田福子委員

この場合、JAとの関係というか、連携はどうですか。

○経済課長

実際 J A とは、現在、市民農園の3カ所におきましても管理の面を J A に委託しておりまして、当初のときの周りの除草だとか、あと、区画割りする前に一たんきれいにするとか、あとは野菜づ

くり等の指導というのも一部入っております。そんなふうで現在JAと契約をさせていただいているのが現状でございます。

○池田福子委員

そういう行動的なところはやってもらっている ということだと思うんですけれども、市の方がな さるよりも J Aのほうが情報はきめ細やかだと思 うんですね。

先回、市民農園でもいいよとおっしゃっていた方が、やっぱりちょっと考えるわということで考え直したということなんだろうけれども、結局、一たん貸しちゃうとなかなか返してもらえないんじゃないかとか、そういう不安がよぎると思うので、その辺のところをJAの方々にきちっと働きかけていただいて、短期利用ということでもオーケーだよということを徹底してもらえるようなことでいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○経済課長

せんだって御相談があった方につきましても、 市としてお借りして整備してそれぞれの方にお貸 ししていくとなると、ある程度の年月が、現在5 年ぐらいは最低。5年ですと1回の更新になって しまいますので、できたら10年ぐらいはというふ うに考えておるわけですけど、そうすると地主の ほうも、将来どうなるかわからない中でちょっと 迷ってしまうという面があるのは確かだと思いま す。

しかし、実際自分がやれないから市のほうで何とかしてくれないかというのは、農地の所有者の管理としてはどうなのかなというのもちょっと考えるわけですけど、ですから、やれないから市にお任せして、あと、何かあったときはすぐ返してくれと言われても、市として公費を投入している以上ある程度は期間が必要だということでお話し申し上げました。

以上でございます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決します。 議案第62号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第62号 平成 23年度知立市一般会計補正予算 (第4号) の件は 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

一つだけ質問させていただきます。

74ページの一般会計繰入金についてお伺いしま

これは当初予算にあるところの国民健康保険特別会計繰出金のことでしょうか。教えてください。 ○国保医療課長

一般会計繰入金につきましては、一般会計から の繰入金でございまして、保険基盤安定、低所得 者に対する保険税の減免に対するものと、職員の 給与に係る繰入金でございます。

○安江委員

今回これが1,546万5,000円の残ですね、これ。 マイナス、三角ということは。

○国保医療課長

これは残といいますか、保険基盤安定繰入金につきましては、当初予算で見込んだ額よりも少なくて済んだその分で1,182万2,000円。これは保険税の減額の対象の世帯及び被保険者の人数が減ったことによるものでございます。それと、364万3,000円のその他の一般会計繰入金につきましては、職員の給与費が人事院の勧告等によりまして

減額されたことによります減額によるものでございます。

○安江委員

余りよくわからないんですけど、これは、当初 より保険基盤安定繰り入れをするためにあらかじ め予定されていたものというふうに解釈して、そ ういう説明ですよね。と違いますか。

○国保医療課長

そのとおりではございますが、当初予算で見込んだ保険基盤安定からの繰り入れの対象となる世帯及び被保険者の数が見込みよりも少なかったということによりまして、繰り入れの額が減額になるということでございます。

○安江委員

ありがとうございました。

もう一つ、その他一般会計繰入金というものに ついても御説明いただきたいと思います。

○国保医療課長

先ほども申しましたように、職員の給与費に係る分で、人事院の勧告等によります給与改定に伴うものの人件費の減額によるものでございます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第63号について、挙手により採決します。 議案第63号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第63号 平成 23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定 しました。 議案第66号 平成23年度知立市介護保険特別会 計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○池田福子委員

131ページ、その前手に129ページの一番上、システム改修事業費補助金が200万円と、1枚めくっていただきまして、国庫支出金として130ページが200万円ということでいろいろあれだと思うんですけど、131ページの001の一番下、介護保険システム改修委託料ということですけれども、改修の内容を教えてください。

○長寿介護課長

こちらの改修の内容につきましては、平成24年度制度改正がございますので、いろいろあるんですけど、例えば、9段階から多段階にするですとか、あと報酬の改定でございますとか、あと介護保険法の改正もございます。この辺のところを今のシステムを改正して、平成23年度中に改正しないと平成24年度の受けたところで間に合いませんので、これについて各保険者、各市町村が全国的に行われておるようなシステム改修ということでございます。

○池田福子委員

改修が既に進められているというふうでよろし いですかね。

○長寿介護課長

改正につきましては、こちらのほうで議会終了 後、年明けになると思いますが直ちに契約しまし て、年度末いっぱい使いまして4月1日に間に合 うようにやってまいりたいというふうに思います。

○池田福子委員

改修のスケジュールなんですけれども、とても タイトなスケジュールとお見受けしましたけれど も、どうですか。スケジュールをちょっとお願い できますか。

○長寿介護課長

こちらのシステムの内容につきましては、今現 在私どもが利用しております富士通のシステムを 使わせていただいておるわけでございますけれど も、こちらのほうとしては、パッケージと申しま すか、既に会社のほうでは独自に開発を進めておられますので、それを私どものシステムに導入していくと。そういう作業が年明けから始まるということでございますので、年が明けてからシステムを開発するということではございませんので、時間的にはある程度、予定の中で進行できるというふうに思っております。

○池田福子委員

そうすると、その富士通、あの有名な富士通で すか。ですよね。介護を幅広く手広く深くやって いましたか、富士通。

○長寿介護課長

介護保険のサービス事業者ということではございませんので、システムのほうでございますので、管理のほうでございますので、富士通とかNECとかいろいろあるんですけれども、大体そちらのほうのパソコンの専門業者といいますか、そういうようなことでございますけど、この辺の西三河の9市の中でも、安城、刈谷、碧南、知立、三好は富士通のこのシステムを使っておりますので、各市同じものを導入するというようなことになります。

○池田福子委員

そうしますと、内容云々ではなくて、手続上の そういうことの改修を富士通に委託したというふ うに考えればよろしいんですかね。内容について、 ここは大きく変わるというのがありますか、介護 保険に関して。

○長寿介護課長

今使っておりますシステムでそのまま使い続けますと、例えば報酬が改定されたりですとか、9段階から11段階になるですとか、あと、保険法の一応いろいろな制度も少しずつ変わってきておるものですから、その辺のところの個人の管理、それから給付の管理、いろいろな管理を今システムの中で行っておりますので、そういうところの部分の改修ということでございます。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

スケジュールが非常にタイトだということで確認させていただいたんですけれども、質疑のときに、12月26日にもう既に4回目の審議会をやるということですよね。私だけかもしれないんですけど、これも初めて聞いたんですね、聞き逃しているんだと思うんですけれども。4回目をやったということは、既に1回目はいつごろやりましたかね。

○長寿介護課長

1回目につきましては、夏ごろでしたか、まだ去年の、今までの介護の状態の進捗状況の報告ということで、特に事業計画の審議会を1回目にやったということではありませんですけれども、1回目が8月29日ということでございまして、このときは諮問と、あと今までの進捗状況ということにとどめております。2回目、3回目は10月、11月というふうに進んでおります。

○池田福子委員

12月26日に4回目の審議会で、この審議会のメンバーというのがどういう方なのか、何人なのかを教えてもらえますか。

○長寿介護課長

こちらのほうは12名の委員で構成されておりまして、保険医療関係者、福祉関係者、それから公募による市民の方も1号保険者が2名、2号保険者が1名ということでございまして、あと学識経験者で保健所長も入っておりまして、すべてで12名で構成されております。

○池田福子委員

介護保険見直しというその審議会の中に、実際 に当事者は、介護保険を使っているという、実際 に施設に行っているとかそういう方、本当にそれ の恩恵にあずかっているという方は入っています か。

○長寿介護課長

実際に介護保険のサービスを利用されている方は入っておりませんが、今言いました1号被保険者の方は65歳以上の方でこれから使う可能性のある方、自分が使う立場になったときのことを考えてそういう意見を言っていただけるようにということもありますし、また、施設の関係では、特別養護老人ホームの代表の方、それから老人保健施設の関係の方、そして社会福祉協議会の代表ということで、事業者の立場ではありますけれども、サービス利用者の思いが十分わかってみえる方に入っていただいております。

○池田福子委員

要するに、究極の当事者には入ってもらっていないということですよね。どうでしょうか。

○長寿介護課長

入っておりません。

○池田福子委員

それで、例えば介護5の人に出てこいと言っても無理というのがありますよね。だけど、その家族は出てこれるかもしれないということがありますよね、使っている人の家族。ですから、なるべくそういう本当に使っていて不便をどういうところに感じているかというのを洗い出していかないと、本当の審議会にはなりにくいんじゃないかと思うんです。

施設の方は入ってもらっているということで、 あと公募の方も入ってもらっているということな んですけれども、なかなかこういう方たちがずら っと並ぶと意見を言いにくいというのもあるので はないかと思いますので、当事者の人たちの意見 を拾い上げる方法をもうちょっと確認してもらい たいなと思うんですけれども。

○長寿介護課長

そういうことも考えなければいけない点かもしれませんけど、とりあえず現状としましてはアンケート調査などで、事業計画を策定する際には必ず事前にやっておりますものですから、その中で、今サービスを利用されてみえる方には、施設も含めて全員の方に意見をお聞きするというような形をとっておりますので、できるだけその辺の意見

は計画の中で反映したいというふうに考えております。

○池田福子委員

それで、パブリックコメントが1月中旬ということですね。それから最終審議会答申が2月中旬と、それから条例改正が3月と、印刷して広報するのが4月ということで、月単位でどんどんどんどん進んでいるんですけれども。

パブリックコメントなんですけれども、委員長、一つ提案なんですけれども、当該委員としてパブリックコメントは、ぱっと出されるまで私たちは何も知らなかったということではまずいという気もするんですね。ですから、勉強不足のままパブリックコメントのほうが先に出てしまったということは、私としてはまずいんじゃないかと思うんですね。ですから、その前手に勉強会でも開いてもらえると、参加する人は希望者かもしれないんですけれども、ぜひやってもらいたいんですよ。

パブリックコメントというのは、公にというか、 意見を募りますよという意味だと思うんです。公 に募るという前に、私たち委員会が何も知らなか ったではちょっとまずいような気がしまして、議 長と協議してちょっと考えてもらいたい気もする んですけれども。

それは後回しとして、私としては、何も内容が、 ここまで、私たちが聞きに行けばいいんですけれ ども、それは。何も知らないというのはまずいと いうふうに思うんですけど、いかがですか。

○長寿介護課長

その辺のところは、審議会に諮ってまいる前に 私どものほうでは策定部会というものを庁内の中 で一応議論しておりまして、審議会も傍聴は可能 ですし、そのときお出しする資料もお渡しするこ とはできるものですから、また、その審議会に出 ていただいても意見は言えないんですけれども、 その場で事務局の考え方、あと審議会の考え方と いうのは傍聴できると思いますので、そういうと ころで、現実、議員の方も何人か今まででもお見 えになっておりますので、とりあえずはそういう 方法しかないのかなと私は思っておりますけれど t.

○池田福子委員

審議会は多分広報でお知らせですよね。やりますよというのは広報と、あとの手段は何ですか。

○長寿介護課長

ホームページのほうで出させていただいておりますので、なかなか広報でというか、市の今の月に2回の広報では載せてございません。

○池田福子委員

そこなんですよね。広報では本当にスペースも少ないし、それからホームページも、例えば、介護を受けているような方たちが、さあ、その家族といえどもホームページを開いて見られるかということですよね。ですから、もうちょっと当事者に近いところで、例えば施設の中で働きかけてもらうとか、傍聴できますということも働きかけてもいいと思うんです。

審議会をいつやっているかというのは皆さん御存じだったのかどうかわかりませんけれども、知らない人のほうが多いのではないかと思います。 傍聴はできるということは今わかりました。でも、もうちょっと当事者たちにわかるような働きかけをしてもらいたいと思います。もういいです、ありがとうございます。

○長寿介護課長

そのような一応いろんな審議会がありますものですから、私どもの審議会だけではなくてこれは市役所全体の問題なのかもしれないんですけれども、スケジュールが短い期間で決まってきますとなかなかそれを広報する手当てが難しいのかなというふうに思いますので、また、どうやったら多くの方に市の審議会があることを知っていただけるかというのは、私どものほうも検討させていただかなきゃいけない今後の課題かなというふうに思います。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第66号について、挙手により採決します。 議案第66号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第66号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○福祉課長

委員会の途中でまことに申しわけありません。 先ほどの第62号議案の一般会計補正予算の中で、 池田委員の質問の中で私の回答が間違っておりま したので、ここでおわびして訂正させていただき ます。

施設事務費ということで、私のほうの回答が、 介護が必要な方で入院しているということでお答 えさせていただきましたが、実は、この施設事務 費については各救護施設、実際に言うと、身体の 障がいの方、それとあと精神の障がいの方、そう いった方で在宅において生活ができないひとり暮 らしの方、そういった方についてこの救護施設と いうところでお世話をするということで入ってい ただいている方、当初は2名という形で予算を組 みましたが、これが3名になったためにその部分 を今回の補正で上げさせていただいたということ で、入院ということじゃなくてこれは施設の入所 という形になりますので、おわび申し上げまして 訂正させていただきます。どうも失礼いたしまし た。

○田中委員長

議案第67号 平成23年度知立市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。 直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第67号について、挙手により採決します。 議案第67号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第67号 平成 23年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) の件は原案のとおり可決すべきものと 決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時22分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第26号 「介護職員待遇改善交付金事業」 を平成24度以降も継続することを求める陳情書の 件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○山﨑委員

この陳情第26号は、市政会としまして、採択の 立場で意見を述べたいと思います。

介護職員の処遇の低さが社会的な問題となる中 で、2009年10月1日から、国の一般財政約3,900 億円を投入して介護職員処遇改善交付金事業が実 施をされました。介護報酬について審議をしてい る社会保障審議会介護給付費分科会に出された資 料を見ますと、交付金の実施により、1人当たり の賃金が約1万5,000円引き上がったとされてい ます。しかし、多くの事業所は、一時金の支給な ど交付金の支給を前提とした賃金改善を図ってい るのが実態でございます。

交付金の実施期間は2012年3月31日までとなっ

ており、2012年4月1日以降については交付金を 継続するか、介護報酬に組み込むのか、国の対応 がはっきりしていません。もし交付金を廃止し、 介護報酬に組み込まれてしまうと、交付金の支給 を前提に引き上げられた賃金が再び引き下げられ てしまうことが明らかでございます。そうならな いためにも、交付金を2011年4月1日以降も継続 することが何より重要となり、介護職員の処遇を 改善することが利用者に質の高い介護サービスを 提供することにつながり、そのことで介護事業を 安定して継続することができるものと考えており ます。

介護職員の処遇を改善し、利用者が安心してよ りよい介護サービスが受けられるためにも、この 陳情第26号は採択でお願いします。

○池田福子委員

私たち会派も、採択でお願いいたします。

介護職というのは3Kの典型と言われておりま して、男性が寿退社をせざるを得ないと言われて おります。現に、せっかく資格をとっても、希望 を持って就職しても、離職率の高い状況です。介 護職員の確保が困難であり、残った職員に全部そ の業務のしわ寄せが行っている状態、いわば過労 状態が続いておりまして、介護する人と、そして される人、どちらもきつい状態です。満足な介護 ができない状態であります。

交付金が終了すれば、保険料を上げるか利用料 を上げるかしかありません。しかも、それが待遇 改善に充てんされる可能性は低いと言わざるを得 ません。よって、介護の質を守るためにもぜひ継 続を願うものでございます。

○田中委員長

ほかに御意見はありますか。

○風間委員

この件は、私どもは過去も賛成をしております。 当然のことながら今回も賛成ということでありま す。

この介護報酬の改善交付金事業、前回も平成21 年度から始まっておるわけですが、実際の職員の 皆さんにお話を聞きますと、なかなか報酬のアッ

プにもつながっていない状況もありますし、そういう形で交付されているにもかかわらず運営費の一部に組み込まれてしまっているというような、相変わらずの3Kの厳しい環境に置かれていると。ですから、当然職員の確保もままならないし、安定した介護状況もなかなか難しいという中で、今、外国人の就労というところの参画とか、そういう新たな展開というのでどうにかこうにか間を持たせているような状況もあるわけでして、やはり一刻も早くこういう待遇改善をして、安定的な介護を目指す上ではこういう事業は当然のことながら継続すると。

それで、確実にそういう方向に、交付金を受けたときに民間の業者のほうも充てていくと、そういうところも注文をつけながらのこういう事業の継続、こういうことを望むばかりでありますので、こういうのは当然採択をして、声を大にして国に上げていくというのが重要であると思っております。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○村上委員

私ども民友クラブとしても、この陳情書については採択の方向で討論に参加させていただきますが、多く語ることもないかと思います。

先ほど、山崎委員、そして池田委員、さらには 副委員長のほうからも御討論があったように、こ の介護職員の業務内容という部分については、私 自身も、そして我が会派のメンバーも現場をしっ かり見せていただいております。そんな中で、な かなか過酷な労働の割には賃金という部分につい ては冷遇されておるなということで、この陳情書 について、すべて丸ということではないんですが、 やはり今の状況から見ると賛成をせざるを得ない なということで、この意見書については、提出す ることについて賛成の意見とさせていただきます。 以上です。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○安江委員

それじゃ、一意の会としては、採択に反対の立 場から一言申し上げます。

平成21年から平成23年の間にこういうことが行われておりまして、この間に本来しっかりとしたものが確立されるべきものでありまして、こういうことがありますと根本的な解決にならないのではないかというふうに思っております。でありまして、全面的に反対ということではないんですが、反対のほうの立場で御意見申し上げます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第26号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第26号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第27号 介護・福祉・医療など社会保障の 施策拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○川合委員

それでは、介護福祉事業などの社会保障の施策 充実についての陳情書、会派といたしまして、今 回非常にボリュームが多い、それから内容が多岐 にわたっているというような理由もありまして、 すべてを賛成の立場では行けない旨がありまして、 不採択の立場で意見を申し上げさせていただきま す

確かに、派遣切り、リストラ等で非常に社会不 安が叫ばれている中、生活の中にもいろんな、自 殺、介護殺人、それから家庭崩壊とかありますが、 医療、福祉、介護、年金、すべてがそこに起因す るものではないことは皆さん御存じだと思います が、そういうものの拡充、充実ということのみで はないというところに一つ着眼点を置いた発言を させていただきます。

ここにあります陳情内容につきましては、まず、 大部分にわたっては我々の会派も賛成いたしてお ります。一番最初の収支のところにありますが、 負担増か、医療抑制か、二者択一を迫られている というふうにありますが、高負担高福祉を目指す 社会であるか、負担を抑制すれば、医療関係も福 祉施策もそれに伴って後退する。負担が増であれ ば福祉施策も拡充していくと、これは当然のこと ですが、この表現はまずちょっとひっかかるとこ ろもあります。

ですから、全体的に書いてある内容はこういうことではなくて、やはり高負担を求め、そして、高い福祉内容をこれから実現していくということで見れば非常に内容的には理解できるし、大部分におきましては賛成できるものであります。

ただ、資格証明の発行、これ、いつも議論になりますが、明らかにこれによっていろいろ社会的な不安も発生しておりますので、100%こういうことは、資格証明を発行、いい悪いのことはどちらかに限定しにくいわけですが、やはりある程度公平的な立場から見るとやむを得ないのではないかということが以前から話されているようにも思います。

ここには総括的な表現でありますので反対の立場ですが、このことが後の陳情書にるる別項目で出てまいりますので、そちらではまたその内容ごとで判断いたしてまいりますが、全体的なこの27号につきましては、今回不採択の立場でよろしくお願いしたいと思います。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○池田福子委員

リーマンショック以来、国内外を問わず住民が 苦しめられている状態がありまして、基本的な命 の問題がないがしろにされているのがこの現状だ と思います。ここでは医療、福祉、介護というこ とですけど、それに派生して失業や貧困、虐待、 孤独、それらの社会保障としてなすべきことは山 積しております。

税金の滞納がなぜ起こっているのか、もっと考えるべきなのです。結論ありきで、取り立てだけに奔走しているのが今の状態だと思いますけれど

も、なぜそうなるのかということを考えれば、一 緒に考えて行動するということこそ社会保障の原 点だと思います。よって、この施策の拡充に賛同 いたします。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○村上委員

今回のこの介護、福祉、医療などの社会保障の 充実施策についてという陳情書なんですが、この ことについては毎年この時期に愛知自治体キャラ バン隊というところで実施されるわけなんですが、 全体的に見ますと、多岐にわたりさまざまな観点 から非常にいろんな施策の充実、そこからは本来 出されるべきでない一般会計の繰り入れを行いだ とか、さまざまな施策を全体的に見てやっていか なならないところについてまで、こういったとこ ろに踏み入れておる。

本来、日本の税のあり方という部分については、ここの場でも累進課税という制度が採用されており、さらに、ここでもさまざまなところで低所得者に対して免除せよという話がございます。こういったことを個別の内容でここで議論するということでなくて、全体の税のあり方と、そして社会保障制度のあり方という部分で議論しないと成立しないというふうに思われます。

所得の高い人は累進の中でそれだけの金額を払い、所得のそこそこの人はそこそこの税を払うという制度も含めてのこういった社会保障制度の見直しをするべきだなというふうに感じております。ということで、この陳情書については不採択とさせていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○安江委員

一意の会といたしましても、今回のこの陳情に 対して、不採択の立場から御意見申し上げさせて いただきます。

これは一括して余りにも多岐にわたったもので ありまして、個別には賛同できるものがあります が、すべてを賛同するというわけにはいきません ので、不採択の立場でお願いいたします。

○風間委員

この陳情書ですが、提出者は、後の方は一緒ですよね。これが総括的になっておりまして、やはり基本は、政策個別ごとにこういうものは出していただくという部分の制度論に陳情書というのはなっていますので、これを論評すると今のようにいろいろ考え方が出てくるんですね。

だから、極力今後は、後で同一のものが分割して出ていますのでそれだけでいいような気がするんですが、されど出た以上は、我が会派はこういうものに対してはその願意を酌んで、中には全然うちの考え方とは違う願意もあるんですが、全体的な願意を酌んで賛成の立場で一貫してきておりますので、これは賛成ということであります。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第27号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第27号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました

陳情第30号 国に年金制度に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

高齢化率20%をとうに超えております。さらには、地域によっては半数以上が高齢者という例も珍しくありません。年金というもの、これは長年働き続けて掛金を納めてきたという経緯がありまして、これは受け取るのは権利ということだと思います。

大体納めるときには強制的、そして、もらうときは申請が必要というのもちょっと矛盾しているようにも思います。受給資格年数が、他国に比べて異常に長過ぎるという実態があります。他の国は10年ぐらいが普通ということでございますけれども、我が国では何十年もかけなければ全く意味がないというのもおかしいと思います。

そして、雇用の場を用意しないうちに支給年齢を引き上げようとしているのも現実です。なぜ無年金者とか、そして低年金者がふえているのかをきちっと精査して、解決するべきであります。安心して生活できないような年金制度こそ改めなければいけないという思いから、この意見に賛同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

それでは、市政会からの意見を述べさせていた だきます。

ただいま意見をいただきました賛成討論の中で 非常に納得できるものもあります。確かに、かけ たものは老後にそれをいただいて生活を安定させ る、これは当然のことであります。ただ、確かに かける期間が長いというのはまさにそのとおりで あったり、それから、低年金者、無年金者の問題 も論じられているところであります。

ただ、国庫の全額負担で最低年金保障をもし創出すると、これはある部分では公平性を欠くことにもなってしまうんですね。やはりかけた分をもらわないんですけど、そうじゃないパターンも出てくるのは当然でありましょうし、それがあるもんで社会的な問題にも発展しかねない懸念があります。ただ、老後を、命と健康を国がある程度は守っていくことについては非常に納得できるところではありますが、意見書の案のところにあります特に4番のあたりにつきましてはなかなか現実にそぐわない感がありますので、市政会といたしましては、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

○村上委員

国に年金制度に関する意見書を提出するこの陳 情書について、民友クラブとして、不採択の立場 で討論に参加させていただきます。

安心して暮らせる年金制度の確立を求めるこのタイトルについては、非常に共鳴できるものであるなというふうに思います。ただ、この1番から5番までの記述の中で、1番、国の責任で消えた年金問題を早急に解決すべき、これは当たり前のことでございます。そうは言うものの、今までの年金制度ということで、過去もう数十年ということで年金制度があるわけなんですが、3番目のところ、受給資格の年数を10年に短縮しというふうにあるんですが、これ、ただ単にこの場で10年という部分については本当にいかがなものかなと。

これは、今までの年金制度と、それから制度そのものに今までの経緯がございます。そういったものと十分照らし合わせる中で安心して暮らせる年金制度を確立するということであればいいんですが、受給資格年度、制限を10年にいきなりここで短縮するなんて、逆に言うととんでもない話であるなというふうに思います。新たにつくる制度であれば、この10年というのはこれは皆さんの約束の中でつくっていく。この10年ということであれば、今までの年金制度そのものが根幹から揺るがされるなというふうに思います。

それから、また、全額国庫負担による最低保障 年金制度、これを創設しということでありますが、 やはりここのところについては、先ほど川合委員 もおっしゃいましたが、財源面ではどうこの財源 を確保していくのかと。それから、全くこれは今 まで、先ほども申し上げましたけど、まじめに年 金をかけて取り組んできた人に対して不平等な、 補正をますます増すのかなというふうにも思われ ます。ただし、この年金制度というのは次世代に 対する積立金だということではあるんですが、そ うは言うものの、こういったことをここに安易に 書くこと自体は、全く今の制度そのものを無視し た内容かなというふうに思われます。したがって、 民友クラブとしては不採択、強く要望します。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○風間委員

要心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書、当然、ここにありますように、憲法に保障された国民が幸福に暮らす権利や生きる権利を保障され、そして社会貢献された方の老後を安定的に保障する最低限での重要な制度と、この確立というのは非常に重要なことであると思っております。それで、今まではこういう案件は賛成で来たんですが、今回のこの中身が、国の責任で消えた年金問題、これは当然のことで現政権もそれは公約となっておりまして、しかしどこへ行っちゃったやらよくわからない、なかなか今現状解明されていないと。一刻も早くこれは解決してほしい案件です。

ただ、税金で賄われている基礎年金の3.3万円 を高齢者に支給する、こういうものは、この4番 の全額国庫負担とか最低年金保障制度、あるいは 3者統一の議論、そして受給年限10年となってい ますが、今までの25年の方も粛々とおられるわけ でして、そういう制度の根幹にかかわる部分を一 つ一つこういう一面的に書かれても、今の現年金 制度が厳然と行われている以上、それを、いい部 分、悪い部分を整理して十分に検証してよりよい 制度にしていくというのは当然のことでありまし て、なかなかこれは、トータル的な検証の上に初 めてよりよい制度が実現するという考え方であり ますので、現制度が今粛々と行われているそうい う部分から考えますと、もう少しこれは全体的な 流れの中で検証を深める必要があるということで ございますので、この案件では、我が会派もさす がに賛成しかねるという部分で、不採択とさせて いただきます。

○安江委員

一意の会といたしましても、不採択で意見を述 べさせていただきます。

今、皆様方がるるおっしゃられたことにほぼ賛同できるものでありまして、財源の保障が最もないところで4番などは到底難しいことでありまして、不採択の意見とさせていただきます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第30号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第30号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第30号 国に 年金制度に関する意見書の提出を求める陳情書の 件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第31号 国に後期高齢者医療制度に関する 意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。 御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

大体この制度は、年齢で区切るという差別的な制度で、速やかに廃止を求めたいと思っております。 もともと公約で廃止ということを表明してまいりました。

アメリカを除く先進諸国と比べますと、我が国は非常に高い医療費であります。そのために受診できず、かえって重症化させているのではないかとも思われております。命と健康の問題でありまして、まさに保険料を払いたくても払えない人が急増している状態、これは目に余るものがあると思います。そういう人たちが健康的な生活をしているとは思えません。体力は落ちて免疫力も低下します。国民が安心して医療を受けられるよう負担の軽減が必要であり、財政措置も含めてこの意見書の提出に替同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○川合委員

それでは、こちらの陳情に対しましても、市政 会から、こちらも不採択の立場での意見となりま すが述べさせていただきます。

平成20年度にこの後期高齢者医療制度ができま

して、75歳以上の方が今までの保険制度から別枠になったということで、非常に社会問題というか議論が出てきたわけでございます。私も、そのことについては非常に周りの方からいろいろ要望やら御意見をいただいて、お答えするにも困った記憶があります。

今回、改革会議が開かれておりまして、既に昨 年11月にそれが設置されてから14回ほど会議がな されております。あの件については廃止するとい うことで方針は出ておるわけでございます。廃止 した後どういうふうにしていくかということは、 本当にたくさん、例えば、独立型にして、75歳以 上の人も国保か被用者保険に加入することができ るとか、いろんな議論が出てきておりまして、具 体的な方針がまとめられているところであります。 ですから、ここにありますもとの老人保健制度 に戻すということについては、そういうこと、後 期高齢者がいいか悪いかと見ますとそれはいろい ろありますが、もともと高齢化に伴った制度改革 が必要であるということが根底にある以上は、後 期高齢者医療制度を廃止した後はさらに現実に合 った、これから3人に1人、4人に1人の高齢者 に対応するようなものが必ず求められるわけで、 ただ、別枠扱いで、よく言われるうば捨て山とい うようなことは絶対に許されないことなので、そ の辺は老後の医療の安全については保障するもの であっていただきたいと思います。

それから、意見書の案にあります例えば3のところに、国民健康保険制度へ国の支出金を大幅にふやすとともに、こういうことで高負担高福祉のことがうたわれているわけでございますが、確かにこの辺の文言は、49.8%から24%、半分になっちゃったということで、これも非常に問題なわけなんですが、ふやすことは現状に合わせた増加が求められますが、どのぐらいまでが大幅なのか、どの辺までが物足りないかということは、かなりその辺は国の負担割合の問題というのは議論が必要になってくると思いますので、一元的に大幅に確かに求められるものでありますが、先ほど言いましたように、やっぱり高負担高福祉を求めるな

らそういうことをしっかりやるという前提がありますので、この辺も少しは着目したものに、もし意見書が出るならそういうふうにしたほうがいいと思いますが、いずれにいたしましても、もとの老人保健制度に戻すということについては若干異を唱えるものであります。

○村上委員

この件についても討論に参加させていただくわけなんですが、私ども民友クラブとしても、不採択で参加させていただきます。

先ほど川合委員のほうからるる述べられており ました。全く意見としては同感でございます。

冒頭の中で、私のほうも、日本の今の制度、そういったものからしますと、やはりこういった部分についても総合的に判断する必要があるのかなと。

それから、1点目を見ても、先ほど、全く川合委員と同じです、老人保健制度そのものに問題があり、それで後期高齢者医療制度のほうに移行していったと。ここにも問題があると思うんですね。ここで直ちに廃止しもとの老人保健制度に戻すということは、私自身いかがなものかなというふうに思われます。こういったところもしっかりきちっと議論をしていただいて、よりよいものの確立、そしてより負担が少なく、そしていいものを。これは、どちらかというと人としての対応の仕方できちっとしていくべきなのかなというふうに思われます。

ここの1点目ですら、直ちにもとの老人保健制度に戻すということについてだけでも賛同しかねるということで、ほかの部分もいろいろあると思いますが、総合的に見た中でということで、今回のこの意見書の提出についての陳情書については不採択とさせていただきます。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○安江委員

後期高齢者医療制度の廃止、患者負担の軽減及 び国民健康保険制度への財政措置などを求める意 見書についての陳情について、到底容認できるよ うなものではありません。したがって、一意の会 としては不採択とさせていただきます。

先ほども申しましたように、財源の確保が確立 していない上でばらまかれるようなことになりか ねないことを推し進めるということは容認できる ものではありません。したがって、不採択でお願 いしたいと思います。

○風間委員

この陳情は、過去より賛成してまいりました。 ただ、うちとしても、老人保健制度に戻す、ここ はやはり各自治体がもうそれで3年半経過して、 いろいろな投資をした中でまたもとに戻すという ことになりますと、また高齢者の利用者の皆様方 にも混乱を来しますし、なかなか難しいなという 部分で、抜本改革という立場に立っておるんです が、なかなか年齢で制限をする、こういう部分の 導入時点から違和感を覚えておってそういう意見 も申し上げてきたわけでありますので、ですから、 適切なそういう制度ができないものか、それを願 ってやまないわけでして、そういう部分からこの 願意は脈々と流れておりますので、もし出すなら こういう強硬な文言はちょっと考えていただいて、 調整的な部分で合意はできると思いますので、う ちとしてはこの願意に対して賛成ということでお 願いしたいと思います。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第31号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第31号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第31号 国に 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出を求め る陳情書の件は不採択とすべきものと決定しまし た。 ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第32号 国に介護保険に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

介護保険というものは3年ごとの見直しという ふうに聞いておりますけれども、そのたびに引き 上げられて、そして、加えて、食事、部屋代など のホテルコストの徴収も始まっております。家族 ともども負担増にあえいでいるのが現状だと思い ます。

さらに、この難点は、軽度者を保険対象外に、 保険対象から外してサービスから除外しようとしているわけです。さらに介護労働者の待遇改善も進んでいません。交付金の継続も含めて国庫負担をふやして、安心して介護し、そして介護される制度を守るためにも、国への意見書提出に賛同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

こちらの陳情に対しましても、市政会といたしまして、全般的な趣旨は非常に理解できますが、 2項目ほど問題点が感じられまして、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

介護保険の国庫負担を大幅にふやし保険料や利用料を引き下げる、非常に理想的で望ましいことだと思います。先ほど申しましたように、高負担の高福祉の中では、非常にこれがヨーロッパ型で望まれるわけでございますが、今現状におきましてもしこういうふうに大幅にシフトしていきますと、東日本のことやらいろいろとお金がかかる現状もありまして、もし両方を実現しようと思いますと、税制の抜本的な改革、増税に非常につながりやすい因子になるように感じるわけでございま

す。

そうしますと、全体的な税金が上がるということで、福祉施策の充実と、一般の市民生活が今度はどうなるかという二律背反的なことは必ず出てくるんですね。ですので、国が負担する、これは大前提だと思いますが、文言といたしまして、やはり、大幅にふやしそれで利用料をどんどん下げていくというサイクルが余りにも加速するということについては、非常に地方自治体からの要望としては出したいのはやまやまですが、若干の違和感を感じまして、不採択の意見を持つわけでございます。

それと、介護認定の制度、これにつきましても、 今、池田委員が言われましたように、非常にサー ビスの後退につながってお困りの方も多いように 感じております。ただ、認定制度の中身をしっか りとして、自治体がこの人は介護を充実させるべ きかどうかということをわかりやすくすることに おいては、ある程度のラインを引いていくという 意味で必要な部分があるような気がしますので、 今の内容を、現状に合わせた改革を求めたいと思 います。

以上の意味で、本陳情につきましては不採択の 立場であります。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○安江委員

それでは、一意の会として、介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書 について意見を述べさせていただきます。

今般、社会福祉の負担増が1年に1兆円と言われておる中で、財源の保障が確立していない中、これらのことを安易に求めることはいかがなことかと思いまして、一意の会としては不採択の意見とさせていただきます。

○村上委員

陳情第32号について、民友クラブとして討論に 参加させていただきます。

先ほど来から述べられておりますが、この陳情 の意見書の中に、介護を必要とする人がいつでも どこでもお金の心配なくというところがございますが、これ、果たして本当なのかなということでございます。サービスの利用ができる介護保険制度を確立することが今こそ求められている。こんなありがたいということはないんですが、介護保険制度を実施する上ではやはり先立つものが十分に必要なのかなと。このお金の心配なくということにつきまして、やはり国、それから市町村の負担というところに恐らくつながってくると思うんですね。そういうことでいくと、やはり整合性がとれない。

先ほど川合委員のほうからもあったように、介 護認定制度をやめてとなると、何を基準として介 護制度を実施していくかということが非常に不安 に感じられます。したがって、この陳情について は不採択でよろしくお願いいたします。

○風間委員

この案件は、過去より賛成の立場であります。 ただ、今回は特養などの施設建設費補助金を復活、 拡充するとあります。1番には、介護保険の国庫 負担を大幅にふやし保険料や利用料を引き下げる とあるんですが、当然、特養、うちも今、小規模 を建設中ですが、そういうものを施設整備すれば 保険料は当然上がっていくわけで、保険料を下げ るとなれば全体的なサービス水準は低下するわけ なんです。これは保険制度ですからいたし方ない 部分があります。

しかし、ここは、それを、国庫負担を大幅にふやしてそこで調整していけばいいということなんですが、全体的な行政運営のバランスという公平性、そういう部分におきましてはやはりこの補助制度というのは十分に検証するという部分は必要であるわけでして、だから、そういうのをもうちょっとうまく書いていただくとこっちも賛成しやすいんですが、なかなか厳しい側面はあるんですが、ただ、全体的な願意は、やはり今後はこういうものは充実していかなければならないという立場で、願意全体を尊重して賛成という立場でございます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第32号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第32号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第32号 国に 介護保険に関する意見書の提出を求める陳情書の 件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第33号 国に子ども医療費に関する意見書 の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

少子化と言われて久しいものがあります。しかし、なぜ少子化なのかということを考えるべきだと思っております。子供を産んで育てられるような環境ではないということが言えるではないかと。大体結婚できるような経済状態でもありません。ですから、出産しても育てる自信がないし責任も持てないのではないでしょうかと。お金のあるなしにかかわらず、安心して子育てできる環境が必要であり、国の責務でもあると思います。そういった思いから、この国への意見書提出に賛成するものです。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

こちらの陳情に対しましても、概論賛成、各論でちょっとひっかかるところがある、いろいろ問題点も指摘せざるを得ないところがありまして、 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今申されたような少子化の原因というのは、子 育てまたは収入に起因するところで子供がなかな か産み育てられないという社会問題が、これは非 常に理解できます。それで、これは国なり公共の 場で子供を育てる、社会が子供を育てるというある一面的な考え方は賛成できるんですが、やはり子供は親が育てるものであって、側面支援を公共がするという、これは私個人の意見ですが、大原則であるような気がいたします。

義務教育、小中につきましては医療費無料で拡大されたわけですが、高校卒業までとなりますと半分大人に近い世代でもありまして、義務教育からある点では自立した人間という概念が必要であるような気がします。

例えば、そういう方に対しても、いろいろと高校で勉強するにはお金がかかるから医療費については何とかしたほうがいいという、そういう気持ちもわかるんですが、すべて無料化をということになりますと、やはりこれもまた公平性が本当に担保できるかと。ですので、ある部分では、収入やらいろんな生活水準によってある程度制限を設けるというようなことがあればそれも必要なことかもしれませんが、すべてを国が、無料化のためにすべての子供にということになりますと、どうしても異議を申さなければならないような感じがするわけでございます。

やっぱり子育てというのは、社会的な部分につきましては側面支援、しかし、それも充実させないかんのですが、やはりすべてがすべてということになりますと問題があるのではないかというところで、反対の立場であります。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○安江委員

一意の会としても、不採択としての意見を述べ させていただきます。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見 書でございますが、安心して子育てできる制度の 確立は必要ではありますが、1番にありますよう な義務教育、先ほども申されましたように、義務 教育を外された方までも対象にされるということ については、いささか異議のあるところでありま す。

また、財源の担保がなされておらず確立されて

いない以上、これらのことを求めることはいかがなものかと思いまして、不採択としての意見とさせていただきます。

○村上委員

陳情第33号について民友クラブとして討論に参 加させていただきます。

今、安江委員もおっしゃいましたが、本当にタイトルについてはいいタイトルだなというふうに思います。そうは言うものの、18歳未満の子供を医療費無料と、これは本当に子供を育てる立場からすればありがたいなということだと思います。そうは言うものの、これはどこまで無料でいくのかというところについては、いささか私自身も、そして我が会派も疑問を感ずるところでございまして、当然その立場からすれば、これはありがたいことだねということなんですが、じゃ、親として、大人としてどこまで自分の子供に対して責任を負うのかという間点から逸脱するものではないのかなということでございます。

ある程度の部分については、先ほど川合委員が 言ったように、側面的にどう公としてかかわって いくのかということは大事かと思いますが、無料 ということと、それから、妊産婦検診のほうにつ いては行政側としても一生懸命やっておられます。 その辺とのやはり整合性をとりながらやっていく べきなのかなということで、今回のこの陳情につ いては不採択とさせていただきます。

○風間委員

このたびの陳情には、我が会派は一貫して賛成 しております。それで、内容的には、なかなか果 たしてやっていただけるものなのかどうなのか、 今の言われたような意見も重々承知はしておりま すが、全体的な、安心して子育てできる制度、少 子化対策、子育て支援、そういう見地から少しで も前進していただける制度は前進していただくと、 こういう見地から賛成とさせていただきます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第33号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第33号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第33号 国に 子ども医療費に関する意見書の提出を求める陳情 書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第34号 国に地域医療の拡充に関する意見 書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

国に地域医療の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書ということで、経済性や効率性の追求を、公的機関、特に命にかかわることに持ち込むのは、それ自体大問題だと思います。さらに、公立病院の統廃合、縮小、閉鎖などは、医療から見放される住民が発生します。むしろ、医師、看護師をふやして強化するというのが本来の姿だと思います。憲法第25条の生存権の観点からも、この意見書提出に費同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

それでは、この陳情に対しましても、会派といたしまして、不採択の立場で意見を申し上げさせていただきます。

公立病院、また公的な病院でありますと、例えば離島とか農山村で、採算がとれないところをそれでも統廃合せずにやっていくということは非常に望まれるところであります。ただ、どのレベルまでそれを進めるかということにつきましては、僻地医療が本当に崩壊して大変な部分はよくわかりますが、統廃合をやめるとなってしまうと医療制度自体が崩壊しかねないというようなことにもつながりかねない。例えば、統廃合についてはある程度規制をかけるとか、方法論を論ずるのはいいんですけど、完全にやめてしまうということに

つきましては若干異論を感ずる立場で、この陳情 につきましては不採択でお願いしたいと思います。 ○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○安江委員

公立、公的病院の充実、地域医療の再生、充実などを求める意見書について、不採択の立場から、一意の会としては意見を述べさせていただきます。 医療費の拡大が叫ばれておりまして、なおかつ高レベルの医療が進んでおりまして、ますます医療費に係る負担がふえてくるものでありまして、ここに述べられているようなことがなかなか実現が難しいということで、一意の会としては不採択の意見とさせていただきます。

○村上委員

この陳情第34号については、非常に我が会派としても悩ましいところがございまして、本当にこれは複雑だなということでございます。採択しようか、不採択にしようかと。どちらかというと、趣旨採択があれば一番助かるのかなというふうに思いますが、知立市議会については採択か不採択というところでございまして、この公立と私立、公立と公的病院というところについての統廃合という部分については、ある部分せざるを得ないなと。ある部分はそうじゃないなというところもございます。これは、ここで限定されるというところについては、今現状の段階ではそこまで言っていいのかなというところもございまして、今回については、この陳情については不採択とさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○風間委員

地域医療の充実、再生という部分から、採択であります。

それで、この1番の文言のように、必ず病院の 統廃合、病床の削減をやめるという立場ではあり ません、我が会派も。地域医療と言いますから、 当然その地域地域の諸事情とか、あるいは、公立 病院、公的病院にあっては財政運営全体にかかわ るその地域、まちの運営、こういうものが十分に 担保されての運営ということで、その結果として 削減であるならばその代替を民間とかに移行する、 そこで保障していくという、そういう十分な調整 を図れればいいわけでありまして、そういう部分 からの充実も必要なことであると思っております し、当然、看護、医師などの増員を行うことも、 今非常に確保が難しいと言われている中で必要で あろうと思いますが。

また、一概に診療報酬の改定、ここも非常にデリケートな問題がありますので、この断定的な部分はちょっと違和感を私も覚えてはおりますが、全体的な地域医療の充実、再生は、当然我々生きていく上での一番最重要な部分、環境づくりでありますので、賛成の立場でよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第34号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第34号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第34号 国に 地域医療の拡充に関する意見書の提出を求める陳 情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第35号 国に障がい者施策の充実に関する 意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。 御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

国に障がい者施策の充実に関する意見書の提出 を求める陳情書、賛同の方向でお願いしたいと思 います。

障害者自立支援法の廃止を求めて、そして、総合福祉法案の策定には当事者が主体となって意見を出し合うという議論を進めてもらいたい。当事者が主体となってということです。そして意見を

十分反映させる政策策定を要望いたします。障が い者の平等と社会参加の保障を担保する上で、国 への意見書提出に賛同いたします。

○川合委員

この陳情に対しましては、我が会派、私個人と いたしましてもぜひ採択でお願いしたいと思いま す。

障害者自立支援法、平成18年度に施行されたと思いますが、当時、0.5%の負担率が1割負担となったなどのことがありまして、非常にこのことも議論されて、対象の方たちの御不便、非常に大きかったというふうに感じております。そこで、負担率につきましては、その後各年度、もちろん生活保護世帯につきましてはゼロ円でありましたが、低所得者の方につきましては、平成18年から平成19年、平成20年、平成21年というふうに徐々に軽減策がとられまして、平成22年度ではゼロになっているというようなこともありまして、法的な制度の内容が現状と合致していなかったということが非常に露呈されたところもありまして、やはり現状に合わせた福祉施策が求められているところは十分承知するところであります。

総合社会福祉法ですか、法の名前がちょっとあいまいですが、平成25年を目標に策定されようとしているわけでございますが、推進協議会及び総合福祉部会がその行使について議論されておりますが、それに従った法案を、一刻も早く意見を闘わせて制定されて、現状に合った福祉施策を策定されることを強く望むものであります。

以上の意見をもちまして、この陳情におきましてはぜひ採択でお願いしたいと思います。

○村上委員

この陳情第35号について、民友クラブとして、 採択の方向で討論に参加させていただきます。

この意見書を求めるという陳情書につきましては、先ほども触れておりましたが、障害者自立支援法、この辺のところにつきまして、平成25年の8月に法改正が予定されておるというところから、その中で、今後、総合福祉法が恐らく予定されて決定されていくんだろうなというふうに思われま

す。

その中で、ここに書いてある2番目、3番目のところにつきましては何ら問題がないということで、こういったことを十分受け入れる中で総合福祉法が予定どおり制定されていくといいかなということで、前文の部分については、いささかうんっというところもございますが、この記述の下、1、2、3については何ら問題ないということで、採択とさせていただきます。

以上です。

○安江委員

障害者自立支援法の確実な廃止と障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を踏まえた障害者総合福祉法の制定、実施を求める意見書に関して、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

ここにるる述べられている、賛同できるものがあります。一意の会としましては、採択としてのここに書いてあることを意見とさせていただきます。

○風間委員

私ども、これは、過去一貫して、この応益負担を原則とする障害者自立支援法はなじまないと。一刻も早くこのような悪法は改正して、本当の意味での障がい者の皆様方の環境に合った、そういう制度確立を強く要請してきたわけでございまして、当然のことながら採択とさせていただきます。〇田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第35号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、陳情第35号 国に 障がい者施策の充実に関する意見書の提出を求め る陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第36号 国に予防接種の充実に関する意見 書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

国に予防接種の充実に関する意見書の提出を求める陳情書、この採択で賛同いたします。

予防接種というのは、本来公衆衛生行政であります。費用は国が負担すべきと思います。結局、 予防接種によって本人は発病しにくくもなります し、そうなりますと医療費の抑制につながるとい うことも大きいと思います。現在任意のものを定 期接種にして、そして、ポリオ生ワクチンは不活 化ポリオワクチンに早急に対処すべきであります。 いろんな問題も出ております。この国への提出書 に賛同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

この陳情に対しましては、国が国民の健康を守るという大原則には沿ってはおりますが、現実の定期接種というようなことになりますと、非常に全体の医療費の高騰が危惧されるわけで、会派といたしましても個人といたしましても、これにつきましては不採択の立場をとらざるを得ないかなというふうに思っております。

ヒブワクチンとか子宮頸がんのワクチン、今、 国として補助して一応無料化がされてはいますが、 これは暫定的といいますか、来年、再来年度ぐら いから環境が変わってまいりますよね。そうする と、ある程度対象者を絞り込むやら、市の負担が 出てくると。

そして、また、定期接種になりますと皆さん無料で受けられて、その財政負担を行政がやっていくということにつきましては、国民の健康を守るという部分で理解できますが、そこまで財政力が耐えられるかどうかということは非常に問題。もしくは交付金でできる自治体もあるかもしれませんが、全体的に交付されるものであって、なかなか現実にそれが対応できていくかどうかということが非常に心配な部分があります。無料化で、ある程度補助で進めていければいいんですけど、今回でも国の支援がなくなれば市単でやっていくことになって、いろいろと問題がないわけじゃない。ずっとそういったサービスの低下は、なるたけ遊

けなければいけないということで、進めていくに もやはりお金がかかると。でも、根本的にはやは り、国なり自治体が国民、市民の健康を守るとい う大前提は変わりません。

それと、不活化ポリオワクチンIPVも、国のほうは平成24年度中をめどに進めているというような動きがあるので、いろいろと医療制度全体にはレベルアップしてはいますが、定期接種をこの5項目に拡大することにつきましては、今の経済情勢、いろんな災害の直後でありますし、すぐに国に出すのはちょっと問題があるようなふうに感じまして、不採択の意見でございます。

○安江委員

任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書 に対しては、一意の会として、採択の立場から意 見を述べさせていただきます。

この予防接種を定期的に予防接種化するという ことは、医療費の抑制に画期的につながるものと いうふうに理解しておりますので、これは採択に 賛成の立場からの意見とさせていただきます。

○村上委員

陳情第36号について、民友クラブとして、不採 択の立場で討論に参加させていただきます。

ここに書かれておることにつきましてはそうなのかなというふうに思いますが、やはり全体的なことを考えると財源というところに終始するわけなんですが、このことを国に求めると。国のほうについてもこういったことについては十分議論をされておるということで、徐々にワクチンの関係については考えていただけるのかなというふうには思います。

そうは言うものの、今回、2011年までに公費負担されることとなったがということのくだりの部分について、なかなか、これ、賛成をしかねるなということで、不採択とさせていただきます。

○風間委員

この案件は賛成です。公衆衛生行政というんですか、国民の健康を守るのは国が責任を持つべきであると。これは当然のことであると思います。 そういう意味で、こういう定期接種等あるんです が、ただ、何でもかんでも無料で受けさせろという考えは私も持っていないわけで、予防接種で健康が図れるならば任意で継続していけばいいわけでして、そういう方向性の中で本当の意味で定期接種化が図れるならそれにこしたことはないわけでありまして。

ですから、そういうバランスと、それと、予防接種にするまでの副作用対策とかいろいろ、今回の一般質問を聞いていてもあるようでございますので、そういうのをきっちりとやらん限り国は逆に責任が果たせなくなる、そういう側面もありますので、そういうのは一歩一歩確実な状況で検証しながら、定期接種化を目指していただければ結構であると思いますが、要は、国民の健康を守るのは国や自治体が責任を持つ、これは当然のことでありますので、そういう方向性からこの案見は採択とさせていただきます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第36号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。

次に、陳情第36号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手3名です。可否同数です。したがって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本件に対する可否を採決します。

委員長は、陳情第36号について、不採択と採決 します。したがって、陳情第36号 国に予防接種 の充実に関する意見書の提出を求める陳情書の件 は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第37号 愛知県に意見書の提出を求める陳 情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

国民が受ける社会保障というのは、給付はどん

どん削減されております。しかし、負担はどんどん増加されているということになります。その影響は、より弱者にしわ寄せが行っているというのが現状だと思います。ますます格差の拡大を招いているわけですけれども、住民の命とか暮らしを守るために、そして、悲惨な状況を打開して将来に希望が持てるような措置を推進するためにも、この医療、介護、福祉などの充実を求める意見書提出に賛同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

市政会の立場で、不採択の意見を述べさせていただきます。

先ほどからずっと議論されているように、福祉 施策、医療施策につきましては十分承知するとこ ろでありますが、やはり、何度も申しますが、高 負担高福祉をどのように進めていくかということ が大前提となりまして、時代的な、現在の社会的 情勢をかんがみた場合の立場での意見であります。

それと、採択は、意見書の案の中にありますような、子供の18歳までの医療費を拡大するということにつきましては、先ほど申しましたような理由でいささか異を感じるところであります。

しかし、ほかのことにつきましては非常に、例えば6番、精神障がいの方に一般疾病に対しても対象にしてほしい。今、市がやっている内容ではありますが、もしそういうふうに県に陳情が出せるようであれば、これは本当はありがたい話かなというふうに感じるところがありまして、そのほかいろいろと、7番につきましても同等な感じがいたしておりますし、全般的に見ての意見ではありますが、不採択の立場でよろしくお願いいたします。

○安江委員

愛知県に意見書の提出を求める陳情書に対して は、不採択の立場から意見を述べさせていただき ます。

先ほど来、国に対する意見書の提出等がありま したが、それの愛知県版といいますか、財政の確 立のめどが立っていないものに対して無責任といいますか、無理なことを言うのもいかがなことかと思いまして、不採択の立場の意見とさせていただきます。

○村上委員

陳情第37号について、これは若干意見を述べさせていただきますが、先ほどの介護、福祉、医療、そして社会保障制度の充実と、施設の充実ということと、先ほど安江委員も言ったように、県に向けてということなんですが、これは全く先ほどの意見と同等であり、不採択とさせていただきます。以上です。

○風間委員

私どもも、先ほどの陳情27号は国へ、これは県 へでございますので、先ほどと同様、採択とさせ ていただきます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第37号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者举手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第37号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第37号 愛知 県に意見書の提出を求める陳情書の件は不採択と すべきものと決定しました。

陳情第38号 愛知県後期高齢者医療広域連合に 意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。 御意見等がありましたら発言をお願いします。

○池田福子委員

愛知県に後期高齢者医療広域連合に意見書の提出を求める陳情書に賛同いたします。今まで頑張ってみえた後期高齢者の方々、これから病気も多くなります。そういう方々に対して命と健康を守るための健康診査、こういうものへの補助や、そして、もう現役を離れております。保険料軽減な

ど改善を求めるために、意見書の提出に賛同いたします。

○田中委員長

ほかに御意見はございますか。

○川合委員

それでは、陳情38号につきましては、会派といたしまして、不採択の立場で意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、今後、この内容が変わっていくということで審議されているわけでございますが、意見書案の3番、保険料滞納者への保険証取り上げ、資格証明の発行につきましては、先ほど申しましたように非常にこれはデリケートな問題で、後期高齢者の方が生活不安、体の変調に対して対応ができないということで、非常に大きな問題になります。できればこのようなことは起きてはならないことだと思います。

ただ、そこはやはりある一定のラインを設けて、 納税できる方につきましては必ず納税していただ きたい。どうしてもという方につきましては対応 を考えるという基本的な立場で対応していただき たい。

なので、3番のことにつきましては、非常に文章表現として、内容はわかりますが異議を感じまして、この陳情自体不採択の立場であります。

○安江委員

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書につきまして、一意の会として、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど、国に対するものと中身は少し違っておりますが、やっぱり財源の確保が第一に必要なところでありまして、いま一つ賛同できるものではないということで、不採択の意見とさせていただきます。

○村上委員

陳情第38号について、不採択の立場で議論に参加させていただきます。

この部分についても、先ほども少し述べさせて いただいたんですが、低所得者に対する保険料及 び一部負担のというのと、保険料の滞納者という ところについてももう少しやり方があるのかなと いうふうにも思います。こういう言い方という部分について、じゃ、まじめにやっておられる方という部分についてはどうなの。どうしても払えない方という部分についてはやはりきちっとした話し合いを設けて、なぜそうなったかということもきちっとお話しする中でという対応になるかと思いますが、この辺のところを単一的にこうやって書かれるという部分については少し危険を感じるなということで、不採択とさせていただきます。

○風間委員

これも、先ほどの第31号が国への意見書、これはそれを受けての広域連合への問題点の改善ということでございますので、同様の形で採択でお願いします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第38号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第38号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第38号 愛知 県後期高齢者医療広域連合に意見書の提出を求め る陳情書の件は不採択とすべきものと決定しまし た

陳情第39号 「『子ども・子育て新システム』 に反対する意見書」提出を求める陳情書の件を議 題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。 ○山﨑委員

この陳情第39号は、市政会としまして、採択で お願いしたいと思います。

この新システムは、幼稚園、保育所、認定こども園をこども園として一体化するとしております。しかし、これは長い間、それぞれ大切な役割を担ってきた幼稚園、保育所をともに大きく変質させ

るものである上、子供の年齢構成や職員養成や資格などにも大幅な変更をもたらすものであり、制度改革に不安があります。

また、幼保一体化への現行からの円滑な移行に 配慮するとして、多様な事業主体の参入を可能に していますが、営業目的の株式会社が保育に参入 することによって保育がもうけの対象になるとさ れる上、保育水準の低下や地域格差拡大が心配さ れます。

そして、市区町村が実施義務を負ってきた公的 保育制度を直接契約と現金給付方式に変更すると しておりますが、これでは市区町村は保育の必要 性の認定と現金給付の責任を負うだけとなり、子 供に事故が起きても責任はないものとされます。

また、育児休業手当や子ども・子育て関連の国 庫補助負担金は、一括化して市区町村に分配され るとしています。しかし、そうなれば自治体がそ の使い道を自由に決めることができるため、すべ ての子供に平等な保育が保障されなくなるなど、 問題点が指摘されております。

さらに、子ども・子育で新システムの導入は、 恒久財源を前提にしているのにもかかわらず、現 在、財源確保の具体的な見通しが立っていない状 況でもあります。新システムは、子育て、保育分 野を市場化し、子育て支援のあり方をまるごと変 えてしまうものであるため、まだまだ多くの議論 が必要であり、今は拙速に決めるべきではないと 考えます。よって、この陳情第39号は採択でお願 いしたいと思います。

○安江委員

子ども・子育て新システムに反対する意見書に 対して、採択の立場から意見を述べさせていただ きます。

新システムは、国の責任を市町村にゆだねるだけではなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させ、保育所を探し保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となり、保護者は市町村に認定された現状の範囲内での保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の自己負担となります。民間企業を含む多様な

運営業者の参入促進と待機児童解消を名目にして 規制緩和が図られ、子供の命と安全を守る最低基 準が引き下げられようとしているものでありまし て、これに対しては反対する立場でありますし、 保育を産業化させるということを推進させるとい うことは、まことにもって子供たちにとっては命 の安全を守る最低基準が引き下げられるというこ とにつながりかねませんので、この意見書に対す る採択の意見とさせていただきます。

○池田福子委員

子ども・子育て新システムに反対する意見書提 出を求める陳情書に、採択をお願いしたいと思い ます。

そもそも待機児解消という名のもとで、このシステムが提出されたと思います。しかし、保育を産業化すると、市場原理に基づいて収益性の追求を認めるというものだと思います。この業界で収益性を上げようと思えば、人件費がまず第一に上げられるような気がします。子供を育てるのに人件費、人を削減していってどうするのかということになります。

また、収益性、収益性ということで、もし収益性が上がらなければ即時撤退というのが民間でございます。国は保育という責任を放棄してしまったというのに等しいと思います。子供の命を預かるという観点から、安易に効率化に走る国に対して、保育の崩壊を防止し、安心して子供を託せるためにも、この意見書の提出に賛同いたします。〇村上委員

この陳情第39号、子ども・子育で新システムに 反対する意見書について、採択の立場で討論に参 加させていただきますが、先ほど来からいろいろ 皆さんるる述べられております。子ども・子育て 新システムでの保育に対するさまざまな問題点が 今現状としては出ております。

そういった中で、先ほども出たように、保護者 の方が直接に契約するだとか、公的な役割という 部分が疎外されるような、今、問題点がいろいろ 上げられております。そういったことから、今、 現時点においてこれを賛成するというわけにはいかないなというふうに思っておりますし、きょうの陳情趣旨の説明者の方がるるおっしゃったこと、そのことに対してはそうだなということで、さらに、子育て新システムをすぐ実施するということについてはいかがなものかなということで反対する意見書ということで、採択とさせていただきたいと思います。賛成したいと思います。

○風間委員

私も賛成です。特に、私も一貫して、これは、 公共の保育の保障、児童福祉法第22条や第24条に 明記されております公的義務、これを堅持しなけ ればならないという立場で強く表明をしてまいり ました。特にきょう、今お話がありましたように、 趣旨説明でも、現場の方の趣旨説明、意を共感し たわけでありまして、まさしく私の申し上げてき た道は間違いではないなと改めて思う次第であり まして。

過去、知立市でも民間保育云々の話がありまし た。そのときも強く反対の意を唱えたわけでござ いまして、規制緩和が図られて、競争性や利益追 求の中にこういう保育がさらされるというのは、 安定性のある保育に欠ける状況になるのは間違い ないわけでありまして、そういうものとはやはり 一線を画して児童福祉法という概念を守り通す、 そういう環境づくりをしていくことこそが国や市 町村の最大の使命、役割であると考えております ので、いろいろメリット等も開陳をさせていただ いておりますが、まだいろいろ不安な部分も制度 的に多く、その辺は十分に検証をしていかなけれ ばならない。拙速にそういう制度に移行する、拙 速にそういうものに寄与してはいけないと考えて おりますので、当然これは声を大にして国に届け るということで、反対する意見書に対して賛成と いうことでございます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第39号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、陳情第39号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見 書」提出を求める陳情書の件は採択とすべきもの と決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時00分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の 案文について御協議願います。

陳情第26号 「介護職員待遇改善交付金事業」 を平成24年度以降も継続することを求める陳情書 の意見書案文につきましては、添付されている案 文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定し ました。

提出先については、添付されている案でよろし いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第35号 国に障がい者施策の充実に関する 意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につき ましては、添付されている案文でよろしいでしょ うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよ ろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定し

ました。

陳情第39号 「『子ども・子育て新システム』 に反対する意見書」提出を求める陳情書の意見書 案文につきましては、添付されている案文でよろ しいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定し ました。

提出先については、添付されている案でよろし いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定し ました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、 賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に 議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了 しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき ましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。 以上で市民福祉委員会を閉会します。ありがと うございました。

午後4時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証す るためにここに署名する。

平成 年 月 日 知立市議会市民福祉委員会 委員長